

まえばし福祉のまちづくり計画

～「地域共生社会」の実現に向けて～

【第2次前橋市地域福祉計画・地域福祉活動計画】後期計画

(令和2年度(2020年度)～令和6年度(2024年度))

前橋市・前橋市社会福祉協議会

はじめに

近年、人口減少・少子高齢化や核家族化、価値観の多様化や相互に支え合う意識の希薄化など、地域社会を取り巻く環境が大きく変化しており、社会的孤立や制度の狭間の問題といった、分野別の相談体制では対応が難しい、複合的・複雑化した課題などが生じてきています。



このような中、誰もが住み慣れた地域で、安心して生きがいを持って、暮らし続けられるよう、地域住民、地域の団体、福祉サービス事業者、社会福祉法人など、地域福祉を担う様々な主体が相互につながり、支援が必要な人を支えられる地域社会をつくることにより一層重要になってきています。

本計画では、地域生活課題の解決のためにこれまで行ってきた、地域における「つながり」を中心とした取組みに加え、個別計画の理念や仕組みを横断的につなぎ、包括的に地域福祉を推進することを目指します。また新たに「成年後見制度利用促進計画」や「再犯防止推進計画」を一体的に策定するなど、多様な課題に対応できるよう「つながって 支え合う 地域共生のまち まえばし」を新たな基本理念とします。そして、制度・分野の枠や「支える側」「支えられる側」という関係を超えて、人と人、人と社会がつながり、一人ひとりが生きがいや役割を持ち、助け合いながら暮らしていくことができる地域や、社会を創る『地域共生社会』の実現に向けた取組を一層推進してまいります。

今後、この基本理念のもと、様々な取組みを進めていくためには、地域活動の基盤となる「市民力」や「地域力」を高めていくことが必要となりますので引き続き、地域福祉の主役である市民の皆様への地域福祉活動への参画とご協力をお願い申し上げます。

結びに、本計画の策定にあたり、貴重なご意見やご提言をいただきました地域福祉計画策定委員会の皆様へ感謝を申し上げますとともに、ご協力をいただきました市民の皆様、各種関係団体の皆様へ心よりお礼を申し上げ、あいさつとさせていただきます。

令和2年3月

前橋市長

山本龍

はじめに

今日、少子高齢社会、高度な情報社会の進展等に伴い、価値観や生活スタイルも多様化し、家族の在り方や働き方も変わり、地域における福祉ニーズや福祉課題も、子どもの貧困、ひきこもり、認知症対策、8050問題等、これまでになく多様で複合的になっており、解決も難しい状況になっております。



高齢者、障害者、子どもなど全ての人々が住み慣れた地域で暮らし、生きがいと共に創り、高め合うことができる「地域共生社会」の実現に向け、住民が主体的に地域課題を把握して解決していく体制づくり、多種多様な専門機関が縦割りではなく包括的に協働できるような相談支援体制の構築が急務となっております。

このような状況を踏まえ、平成27年度から令和6年度までの10年間の計画期間とする第2次地域福祉活動計画の中間見直しを行い、令和2年度からの5年間の後期計画を前橋市の第2次地域福祉計画と一体的に策定いたしました。

新たな地域社会の要請に応え、地域住民とともに福祉のまちづくりを進めるため、後期計画の基本理念を「つながって支え合う地域共生のまちまえばし」とし、その実現に向け、三つの基本目標「住民主体の支え合い（生活支援）」、「専門職の連携による相談支援」、「市民活動支援」を定め、行政と連携し、より効果的・効率的に地域福祉の推進を図ってまいります。

また、各地区の社会福祉協議会が主体となり地域の住民や各種団体と協働して策定した地区別計画では各地区の将来像を明確にし、地域の皆様と本会が一体となり、誰もが安心して暮らせるまちづくりに努めてまいりますので、地域の皆様のより一層のご理解とご協力をお願い申し上げます。

結びに、計画策定にあたりご尽力いただきました策定委員の皆様をはじめ、アンケート等にご協力いただいた市民、関係者の皆様に厚くお礼申し上げます。

令和2年3月

前橋市社会福祉協議会 会長 塚田昌志

目 次

第1章 計画の概要	1
1 計画の期間	3
2 見直しの背景	3
3 地域福祉に関する動向	6
4 地域福祉計画・地域福祉活動計画・地区別計画とは	8
5 地域福祉の考え方	10
6 地域の捉え方	12
7 地域福祉を担う主体と連携	13
8 中間見直しと推進体制	14
9 ニーズの把握	15
第2章 前橋市の地域福祉を取り巻く状況	17
1 地域社会の変化	19
2 第2次計画（前期計画）の取組状況	27
3 アンケートからみる地域福祉の状況	39
4 本市の地域福祉を取り巻く現状のまとめ	44
第3章 計画の基本的な考え方	45
1 基本理念	47
2 基本目標と市民、地域、市社協、市の取組	48
3 基本目標について	49
4 計画の体系	50
第4章 施策の展開	53
1 重点的に推進する施策	55
基本目標1 地域で支え合い 安全・安心・健康で暮らす まえばし.....	57

基本目標2 困りごとを共有し みんなで解決する まえばし	60
基本目標3 みんなでつながり 地域づくりを進める まえばし	65
第5章 各地区別計画.....	69
1 各地区における地域福祉活動の経過と今後の進め方	71
2 地区別計画	72
第6章 評価・検証.....	97
1 後期計画の評価と検証	99
2 推進指標	100
資 料 編.....	102
1 設置要綱	104
2 委員名簿	108
3 策定経過	109

第1章 計画の概要



1 計画の期間

本計画は、平成 27（2020）～令和6（2024）年度までの 10 か年計画です。令和元年度は、本計画の中間年を迎えるため、計画策定後における本市の福祉を取り巻く状況や社会状況の変化等を踏まえ、中間見直しを行いました。

図表 1 本計画の期間

平成 21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	令和 元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
第 1 次						第 2 次									

▲
中間見直し

2 見直しの背景

<社会状況の変化>

人口減少、少子高齢化の進展や、インターネット等の普及による生活環境の変化、価値観の多様化による人々の意識の変化に伴い、地域における人と人とのつながりの希薄化が進むなど、地域社会を取り巻く環境は大きく変化しています。さらに、ひきこもりや支援拒否などによる社会的孤立や虐待、暴力といった社会問題や、既存の制度による解決が難しいいわゆる「制度の狭間」の問題、ダブルケア（介護と育児とを同時に行う状態など）、または8050問題（80代の親とひきこもる50代の子どもの経済的、精神的問題）のような複合化・複雑化した課題を抱えている世帯が顕在化するなど、分野別の相談体制では対応が難しい地域生活課題が生じています。

<地域共生社会の実現に向けて>

地域共生社会とは、制度・分野ごとの縦割りや「支え手」、「受け手」という関係を越えて、現存する地域生活課題を住民や地域の多様な主体が「我が事」として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて「丸ごと」つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに作っていく社会のことを言います。地域共生社会の実現という考え方が平成 28 年 6 月の「ニッポン一億総活躍プラン」の中で初めて示されま

した。

個人や地域で抱えている生活上の課題を他人事として考えるのではなく、一人ひとりが自分自身と関係のあることとして捉え、お互いに支え合う関係や仕組みを作り、その課題を地域全体で解決していく地域の力を高めていくことが求められています。

＜国が示す地域共生社会のイメージ＞



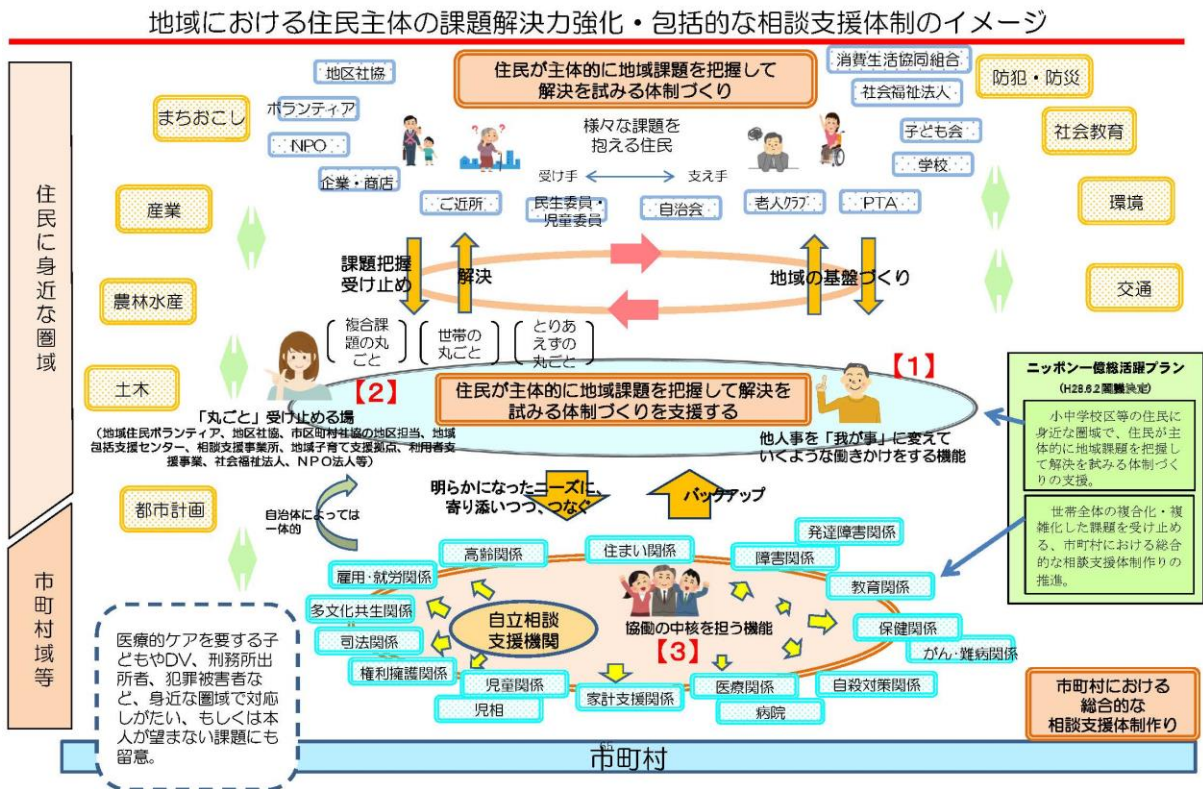
出典：厚生労働省

＜本市が目指す地域共生社会（見直しのポイント）＞

これまで本市では、福祉課題の解決を図るため、地域における支え合いや助け合いを中心とした地域福祉の推進につながる取組を行ってきました。今後は、本市、前橋市社会福祉協議会（以下、市社協）と地域住民等が問題意識を共有しながら連携し、地域生活課題の解決を図ることで、「地域共生社会の実現」に向けた取組をさらに進めていく必要があると考えます。

これらを踏まえ、地域住民が支え合い、誰もが安心して暮らせるまちづくりを実現するため、本計画の中間見直しを実施しました。

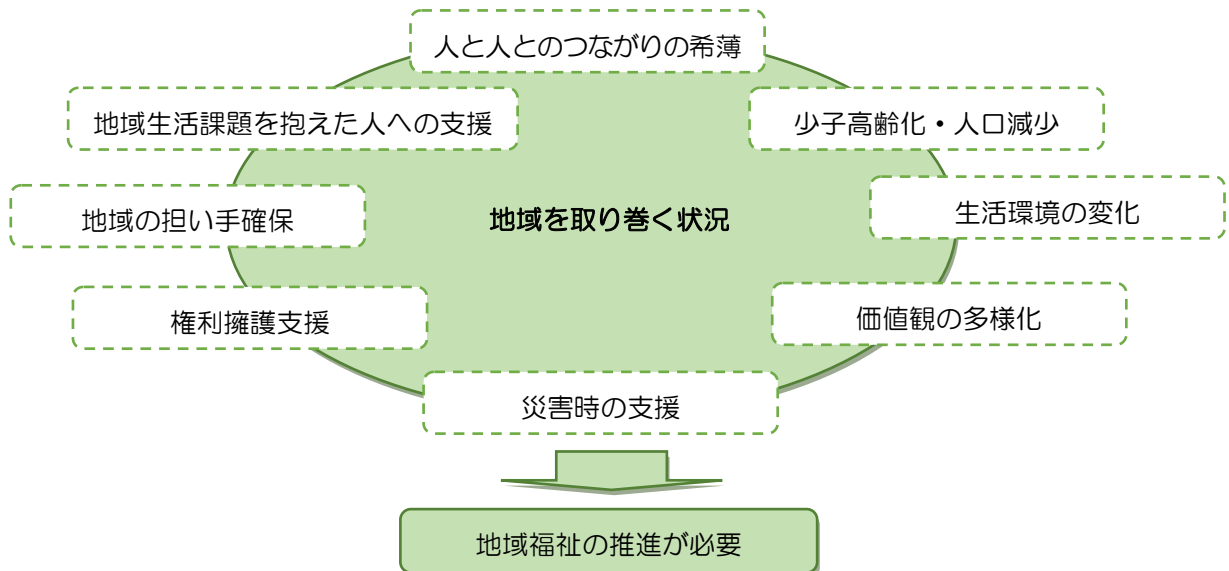
〈国が示す地域共生社会の実現に向けた体制づくり〉



○地域生活課題とは

社会福祉法第4条第2項において、「福祉サービスを必要とする地域住民及びその世帯が抱える福祉、介護、介護予防、保健医療、住まい、就労及び教育に関する課題、福祉サービスを必要とする地域住民の地域社会からの孤立その他の福祉サービスを必要とする地域住民が日常生活を営み、あらゆる分野の活動に参加する機会が確保される上での各般の課題」と定義されています。

○地域を取り巻く状況



3 地域福祉に関する動向

時期	項目	概要
平成 28 年 4 月	社会福祉法（改正）	社会福祉法人改革として、事業運営の透明化や地域における公益的な取組の実施などについて規定された。
	自殺対策基本法（改正）	市町村における自殺対策基本計画が義務化された。
平成 28 年 5 月	成年後見制度の利用の促進に関する法律	成年後見制度の利用促進についての基本理念を定め、利用促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための事項について規定された。 市町村が行うものとして、市町村における基本的な計画を定めるよう努めること、成年後見等実施機関の設立等に係る支援その他必要な措置を講ずるよう努めること、基本的な事項を調査審議させる審議会その他の合議制の機関を置くよう努めるものとされた。
平成 28 年 6 月	ニッポン一億総活躍プラン	全ての人々が地域、暮らし、生きがいを共に創り、高めあうことができる『地域共生社会』の実現という方向性が示された。また、そのために支え手側と受け手側に分かれるのではなく、地域のあらゆる住民が役割を持ち、支え合いながら、自分らしく活躍できる地域コミュニティを育成し、福祉などの地域の公的サービスと協働して助け合いながら暮らすことのできる仕組みを構築することが示された。
平成 28 年 7 月	「我が事・丸ごと」地域共生社会実現本部の設置	地域共生社会の実現に向けた検討を加速化させるため、「他人事」になりがちな地域づくりを地域住民が「我が事」として主体的に取り組む仕組みや市町村による地域づくりの取組の支援、「丸ごと」の総合相談支援の体制整備、対象者ごとに整備された「縦割り」の公的福祉サービスを「丸ごと」へ転換することを推進する。
平成 28 年 12 月	再犯の防止等の推進に関する法律	再犯防止の基本理念を定め、国が再犯防止推進計画を策定すべきことや、国・地方公共団体が講じるべき基本的施策について規定された。 市町村においては、地方再犯防止推進計画を定めるよう努めるとともに、国との適切な役割分担を踏まえて、地域の実情に応じた施策を実施するよう努めることになった。
平成 29 年 3 月	成年後見制度利用促進基本計画（平成 29 年～令和 3 年）	利用者がメリットを実感できる制度・運用への改善、権利擁護支援の地域連携ネットワークづくり、不正防止と利用しやすさとの調和をポイントとした計画。 市町村の役割として、地域連携ネットワークの段階的整備

		やそのネットワークの中核となる中核機関の設置、また、地域連携ネットワークや中核機関が担うべき具体的な機能（広報機能、相談機能、利用促進機能、後見人支援機能）などについて規定された。
平成30年3月	再犯防止推進計画 （平成30年～令和4年）	今後5年間で政府が取り組む再犯防止に関する施策を盛り込んだ5つの基本方針と7つの重点分野と主な施策からなる計画。 群馬県においては、平成31年3月に群馬県再犯防止推進計画を策定し、地方再犯防止推進計画の策定に関し、県内12市において2023年度（令和5年度）までに計画を策定する達成目標が掲げられた。
平成30年4月	社会福祉法（改正）	①「我が事・丸ごと」の地域福祉推進の理念が規定された（支援を必要とする住民が抱える多様で複合的な地域生活課題について、住民や福祉関係者による把握及び関係機関との連携等による解決が図られることを目指す）。 ②「我が事・丸ごと」の地域福祉推進の理念を実現するため、市町村が包括的な支援体制づくりに努める旨を規定 ◆地域住民の地域福祉活動への参加を促進するための環境づくり ◆住民に身近な圏域において、分野を超えて地域生活課題について総合的に相談に応じ、関係機関と連絡調整を行う体制 ◆主に市町村圏域において、生活困窮者自立相談支援機関等の関係機関が協働して、複合化した地域生活課題を解決するための体制 ③地域福祉計画の充実（地域福祉計画の策定の努力義務化、福祉の各分野における共通事業を定めた上位計画としての位置づけ）

4 地域福祉計画・地域福祉活動計画・地区別計画とは

<地域福祉計画とは>

社会福祉法第 107 条に基づき、住民参加のもと、行政の立場から地域福祉の政策や制度などを充実させながら、地域福祉を推進していくための仕組みや体制づくりのために自治体が策定する計画のことです。

<地域福祉活動計画とは>

住民の立場から地域福祉を推進していくため、地域の生活課題を明らかにし、その解決に向けた民間の自主的な活動や行動のあり方について、社会福祉法人である社会福祉協議会が策定する計画のことです。

<地区別計画とは>

住民がその地域の特性や課題、方向性等を話し合い、理想の実現や課題解決に向けた今後の取組等を共有し、計画化することで、住民主体による地域性を考慮した活動を効果的に推進することを目的とした計画です。本市では地区社会福祉協議会が主体となり、地域の住民や各種団体と協働して策定します。

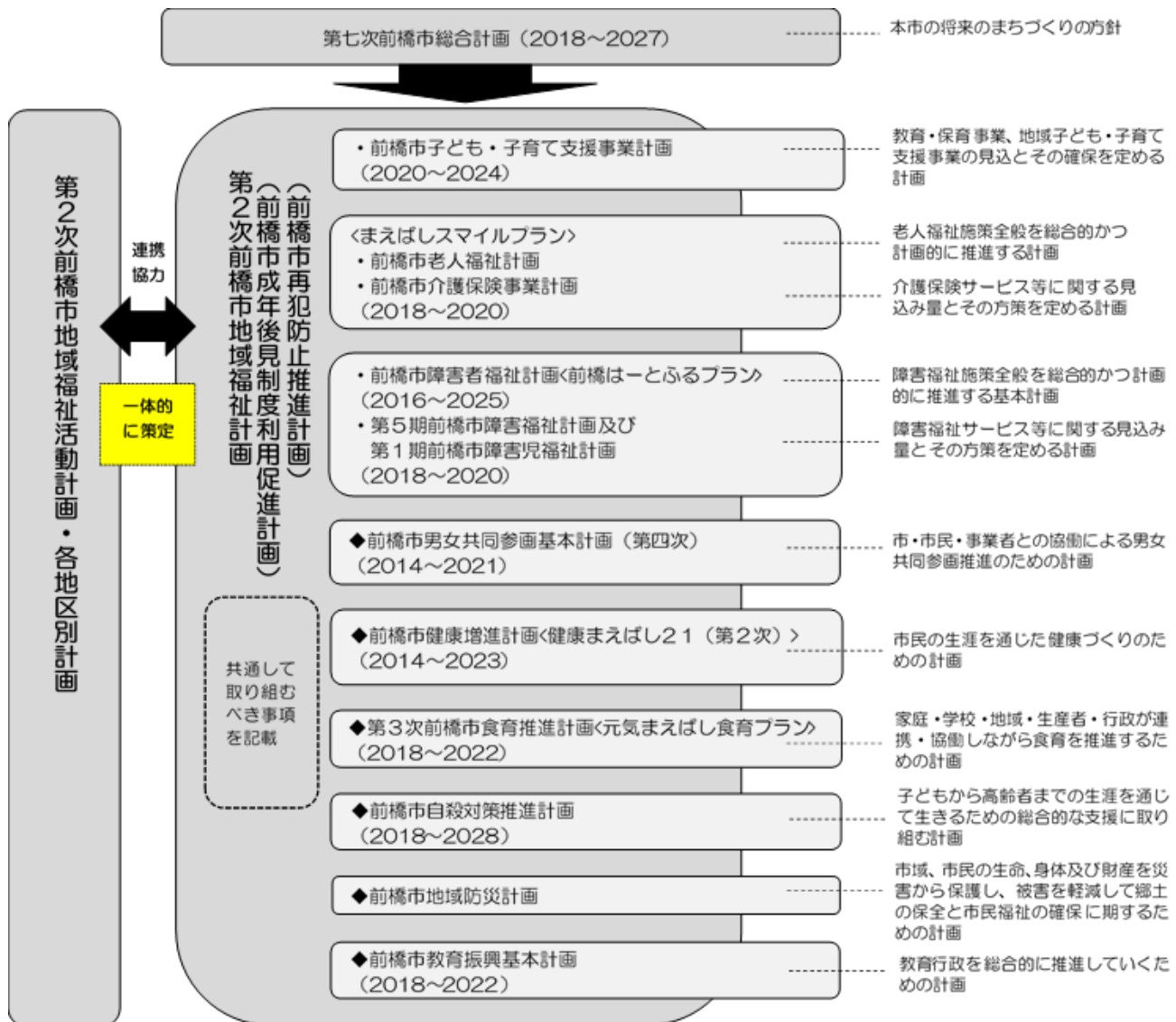
<地域福祉計画・地域福祉活動計画・地区別計画の関係>

	地域福祉計画	地域福祉活動計画	
		地区別計画	
計画の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・市民ニーズにフォーマルサービスとして専門的に応える各種計画の中で、地域住民等の自主的な取組への支援や市社協など関係機関との連携体制の構築に関する事項（地域福祉の推進に資する要素を含むもの） ・地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項 	<ul style="list-style-type: none"> ・市民ニーズにインフォーマルサービスとして応える事項 ・地域住民の生活課題や生活に望むことに気づき、その解決や達成をめざす取組 ・さまざまな社会資源を活用しながら、生活課題を解決したり、生活の質の向上を図るための取組 	<ul style="list-style-type: none"> ・住民主体で導き出した地区の魅力や抱えている課題の抽出 ・地域生活課題の解決に向けた、地域の人材と資源を生かした身近な支え合いや健康づくりなどの取組 ・様々な取組を通じた地区の目指す将来像

＜本計画の特徴＞

- 第2次地域福祉計画は、本市の最も基本となる計画である「第七次前橋市総合計画」、その他、本計画の関連計画との整合性を保ちつつ策定しています。
- 「前橋市地域福祉計画・前橋市地域福祉活動計画」（平成21～26年度）を継承しています。
- 計画推進の効果を上げるため、「第2次前橋市地域福祉計画」と「第2次前橋市地域福祉活動計画」を一体的に策定しています。
- 今回の見直しに際して、平成27～令和元年度までを「第2次前橋市地域福祉計画・前橋市地域福祉活動計画（前期計画）」、令和2～6年度までを「第2次前橋市地域福祉計画・前橋市地域福祉活動計画（後期計画）」として位置づけます。
- 前期計画では、地区の地域福祉活動の経過として掲載していた地区別の取組について、後期計画からは「地区別計画」と改め、地区での課題や取組、目指す将来像などを盛り込むとともに、「第2次前橋市地域福祉活動計画」の中に位置づけるものとします。
- 成年後見制度の利用の促進に関する法律（平成28年5月施行）第23条第1項で規定している「市町村の区域における成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な計画」を本計画と一体的に策定しています。（p62）
- 再犯の防止等の推進に関する法律（平成28年12月施行）第8条第1項で規定している「市町村における再犯の防止等に関する施策の推進に関する計画」を本計画と一体的に策定しています。（p63～64）

<地域福祉計画と関連計画>



5 地域福祉の考え方

地域福祉とは、地域で暮らす誰もが、住み慣れた地域社会の中で、自分らしく誇りをもち、安心して生きがいのある生活が送れるよう、自らが地域における生活課題を発見し、自らの能力を発揮することでその解決に取り組むとともに、地域での支え合いや助け合いといったつながりや仕組みを築いていくことです。

本計画においては、地域福祉の推進における概念である「自助」、「互助」、「共助」、「公助」を次のとおりとします。

自助	<p>市民一人ひとりが、自発的に自身の生活課題を解決する取組を「自助」と言います。</p> <p>具体的には、自ら健康に注意を払い、介護予防活動に取り組むことや健康維持のために検診（健診）を受けること、自分や家族に必要な情報を自分自身で集めること、地域の人とつながりを持つことなどが「自助」の取組です。</p>
互助	<p>隣近所の住民同士や友人、地域のクラブ活動などの仲間といった、個人的な関係性を持つ人同士との助け合いや、自治会や民生委員児童委員、市民活動団体、社会福祉協議会などの地域で活動する団体との支え合いにより生活課題を解決することを「互助」と言います。支え合うという意味では、「共助」と共通しますが、「互助」は費用負担が制度的に裏付けられていない自発な支え合いを指します。</p> <p>具体的には、近所のひとり暮らし高齢者への声かけや近隣住民の相談に乗ること、地域で活動する団体による見守り活動などが「互助」の取組に当たり、幅広い様々な形態が想定されます。</p> <p>※従来、このような活動を「共助」としていましたが、本計画では、国の地域包括ケアシステムの在り方において示された制度化された相互扶助のことを「共助」といいます。</p>
共助	<p>医療保険や介護保険、年金などの社会保障制度及びサービスが「共助」に当たります。</p>
公助	<p>公の負担で成り立ち、市が実施する高齢者福祉事業や生活困窮に対する生活保護、虐待対策などが「公助」に当たります。</p>

6

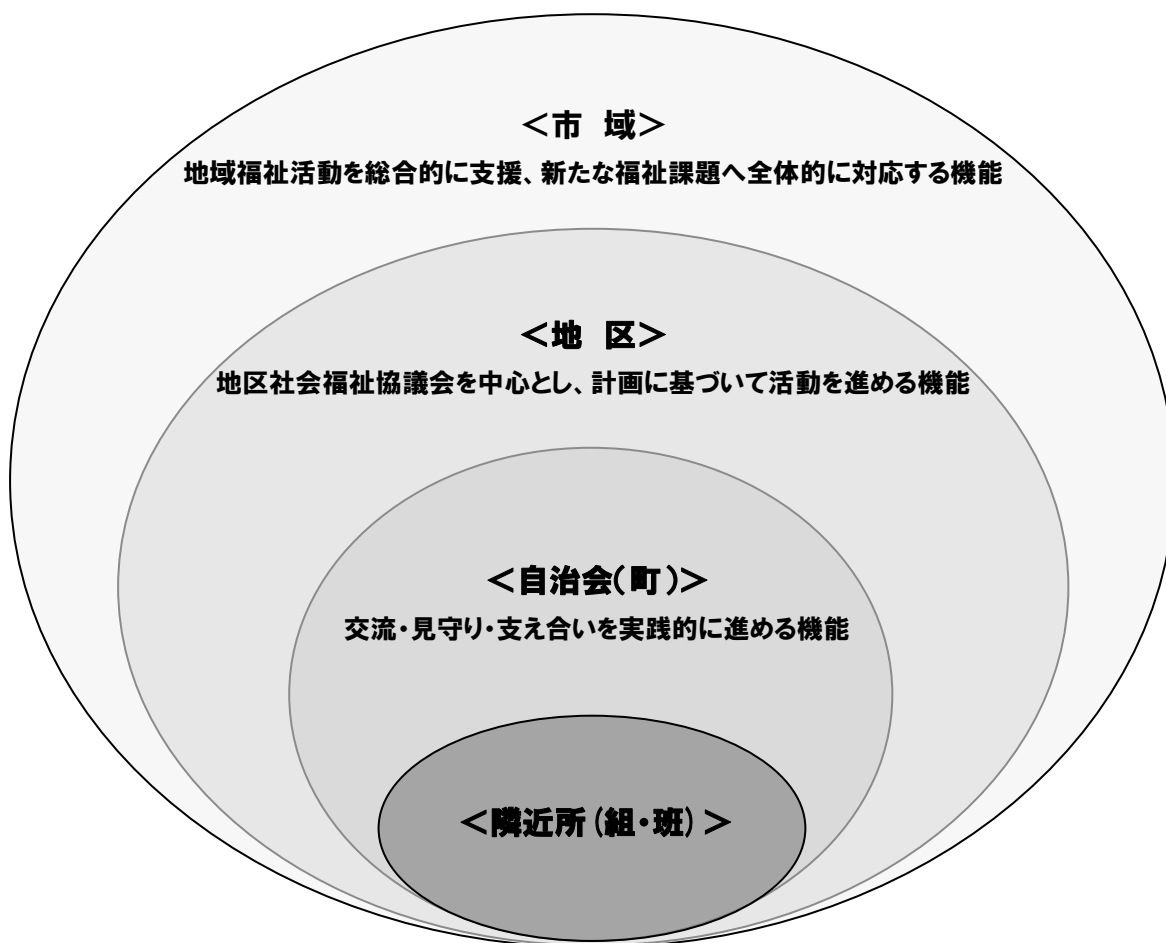
地域の捉え方

支援を必要とする市民へのサービスの提供や市民を主体とする地域福祉の推進を具体化していくためには、施設や人材などの社会資源をいかにネットワーク化し、実効性のあるサービスの提供や市民活動に生かしていくかが問われています。

このため、市民の誰もが住み慣れた地域の中で安心して暮らし続けられること、また、市民が利用しやすく参加しやすい面的な整備の考え方が必要です。

本市において具体的に地域福祉を推進していくにあたり、市民から見た基礎的な市民活動の単位となる「地域」の捉え方については、前期計画から引き続き、組織的な活動基盤を持つ「地区」を単位とした圏域を基本にし、「交流・見守り・支え合い」の日常生活支援活動や身近な福祉課題を発見する機能については、自治会（町）を単位とした圏域を基本とします。

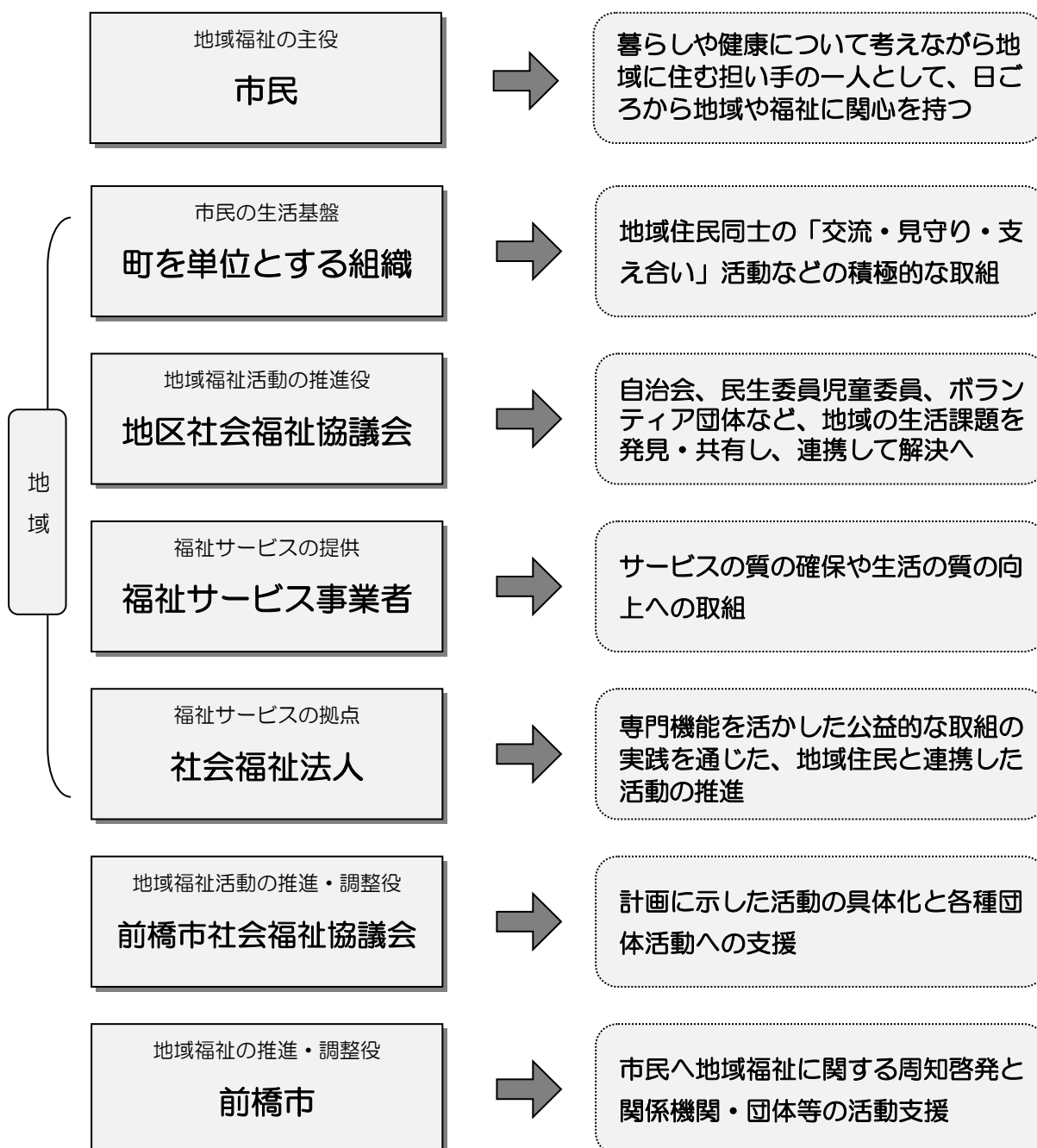
図表2 地域福祉推進の圏域設定の考え方



7 地域福祉を担う主体と連携

地域福祉の主役は、地域で生活している市民一人ひとりです。そのため、市民一人ひとりが地域や福祉について関心を持ち、地域福祉の活動に積極的に参加していくことが必要です。また、地域の中には地域ごとに多様な福祉ニーズが存在していると考えられ、それらに対応するためには、地域で活動するボランティアや社会福祉法人などの取組も必要になることから、これらの地域資源も重要な地域福祉の担い手です。

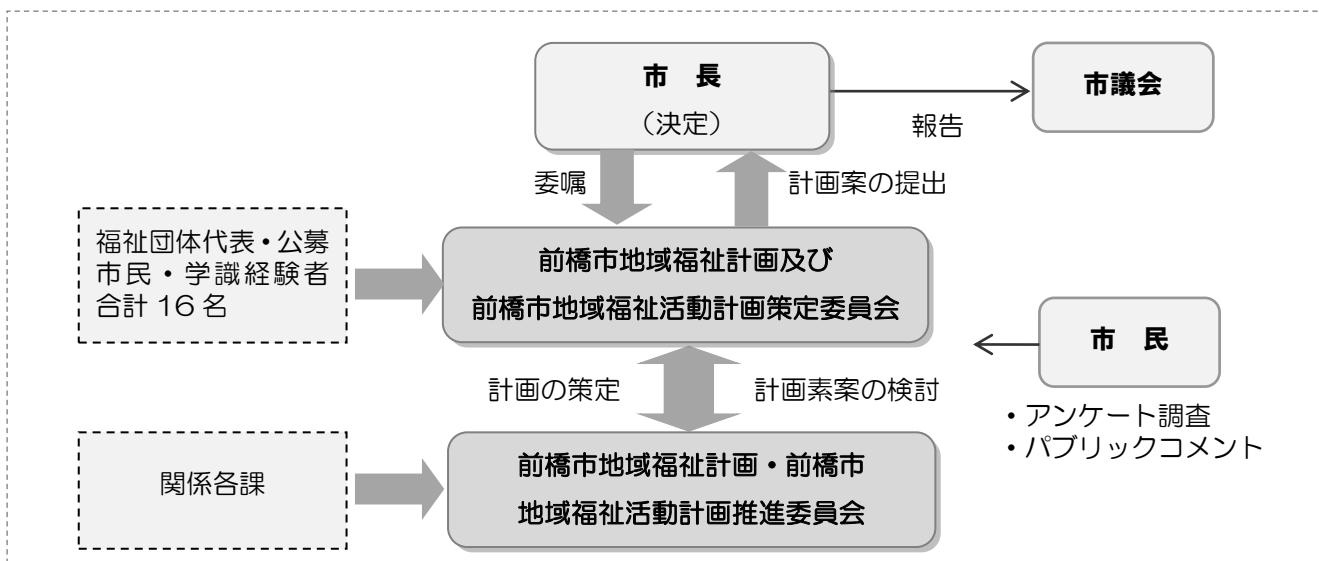
地域福祉を担う主体が相互に連携を図り、役割を果たしながら地域福祉の推進に積極的に関わる必要があります。



8 中間見直しと推進体制

<中間見直し>

本計画の見直しにあたり、団体アンケート調査、市民アンケート調査、パブリックコメント手続等による市民の意見・要望を収集しました。また、各種団体、公募市民や学識経験者などで組織される「前橋市地域福祉計画・前橋市地域福祉活動計画策定委員会」の意見を踏まえながら、適切な反映を図って見直しました。



<推進体制>

地域福祉の推進にあたっては、市民や関係団体等の自主的な取組が大切です。

市は市民や関係団体等の自主性を尊重しつつ、さまざまな形で協力するとともに、必要に応じて推進・調整を図っていきます。また、市が主体となって取り組むべき施策を推進するにあたっては、庁内の福祉・保健・企画・教育・人権・防災・建設・情報部門など、部門や組織の枠を超え、施策の検討・調整を行うとともに、市民や関係団体等と協働で地域福祉を推進します。

9 ニーズの把握

前期計画に対する評価や策定時からの状況の変化など、計画を推進するための今後の施策のニーズや意見を把握し、後期計画へ反映させるために、以下のアンケート調査を行いました。

図表3 調査の概要

1. 団体アンケート調査	調査対象	地域福祉推進に関する団体 (自治会連合会、民生委員・児童委員連絡協議会、主任児童委員連絡会、保健推進員協議会、地区社会福祉協議会会長会、自立支援協議会、ボランティア団体連絡協議会)
	配布数	304
	回収数	241 (79.3%)
	調査方法	郵送による配布・回収
	調査期間	令和元年8月～10月
2. 市民アンケート調査	調査対象	各地区市民 (高齢者サロン・子育てサロン参加者、子ども会育成団体連絡協議会(各子ども会単位育成会)、各施設等利用者(各老人福祉センター、各支所・市民サービスセンター、各コミュニティセンター、市立図書館・こども図書館利用者、社会福祉課窓口、市社協事務局窓口))
	回収数	1,045
	調査方法	郵送による配布・回収、各施設の窓口等へアンケート用紙・回収箱の設置
	調査期間	令和元年9月～10月

第2章 前橋市の地域福祉を取り巻く状況



1

地域社会の変化

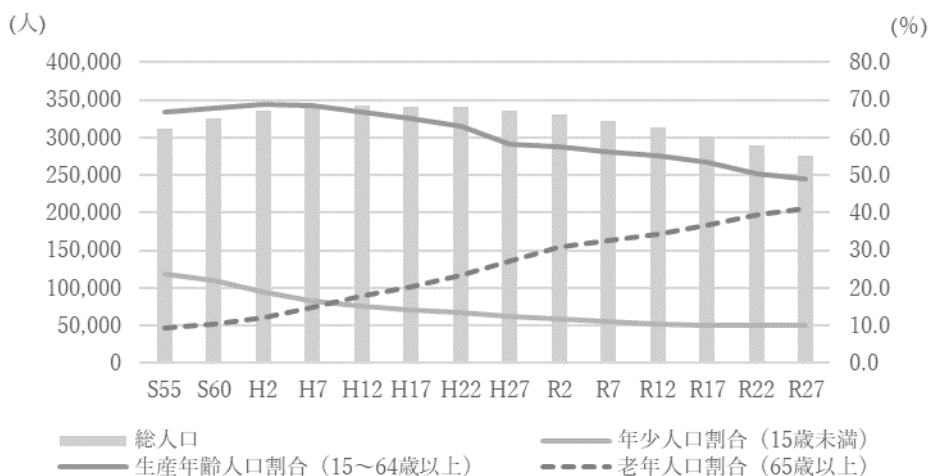
前期計画策定後の本市においても、地域社会の状況は大きく変化しており、地域社会の変化に対応した柔軟な福祉施策が求められています。

(1) 人口の動向

人口減少と少子高齢化のさらなる進行が予想されます

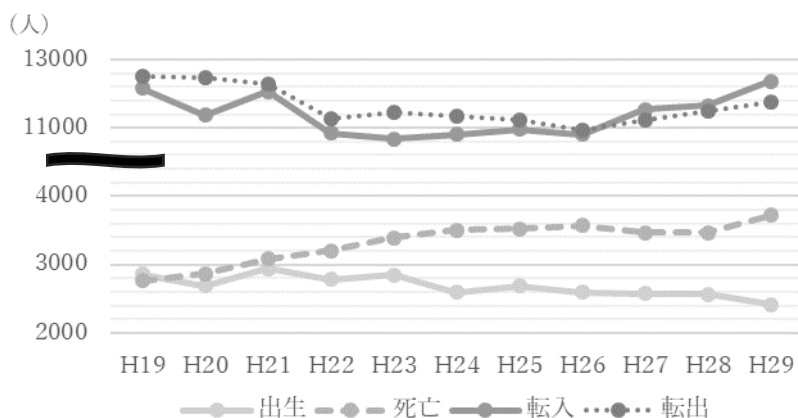
合併後の総人口は 34 万人台となりましたが、本市の人口はすでに減少の局面を迎えており、国立社会保障・人口問題研究所の推計では、現状のまま人口減少が進んだ場合、令和 27 年には、275,661 人となるとされています。また、年少人口（15 歳未満）が減少し、老年人口（65 歳以上）比率が増加しており、本市においてもますます少子・高齢化が進んでいくことが分かります。人口動向では、出生数は減少傾向、死亡数は増加傾向ですが、転入・転出はどちらも増加傾向にあります。

図表 4 総人口・年齢3区分人口の推移



資料：国勢調査（平成 12 年以前は旧前橋市） 予測値は国立社会保障・人口問題研究所の推測値による

図表 5 自然増減と社会増減の推移



資料：前橋市統計書

(2) 世帯の動向

世帯の単独化・核家族化が進行しています

世帯数は年々増加しており、平成27年度では136,591世帯にのぼります。世帯構成を見てみると、「核家族世帯」や「単独世帯」(ひとり暮らし)も年々増加の一途をたどっておりますが、そのなかでも特筆すべきものとして、「65歳以上の高齢単身世帯」は平成12年度から比べ、2.2倍ほどの増加があり、単身の高齢者が増加していることが伺えます。また、「母子世帯」や「父子世帯」も増加が進んでおり、本市における世帯の単独化・核家族化が進んでいることがわかります。

図表6 世帯の推移

	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年
総数	100,184	105,401	119,612	133,056	136,591
核家族世帯	61,186	63,260	71,331	78,575	79,245
単独世帯	24,059	28,051	32,022	38,277	42,870
母子世帯	1,431	1,489	1,923	2,036	2,156
父子世帯	194	171	217	247	263
65歳以上の高齢単身者	4,716	6,479	8,858	11,588	14,527

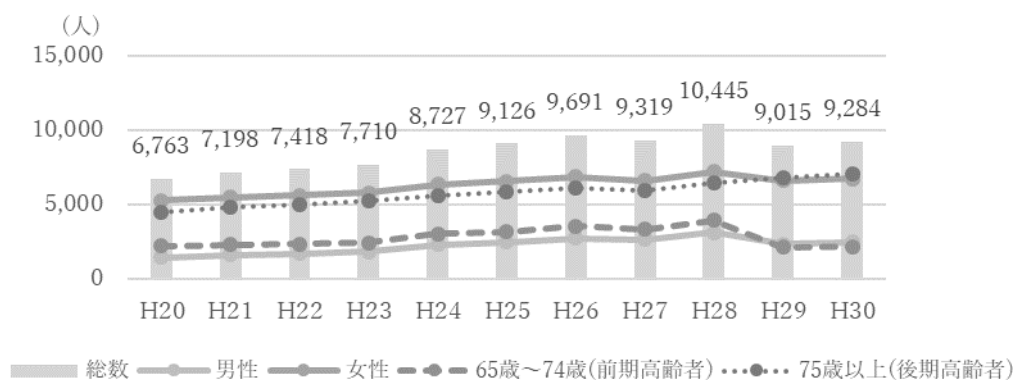
資料：国勢調査（平成12年以前は旧前橋市）

(3) 高齢者の動向

支援を必要とするひとり暮らしなどの高齢者が増加しています

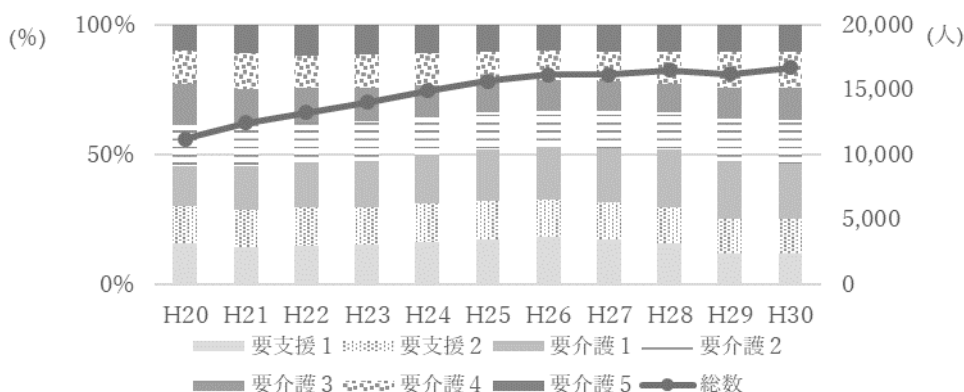
平成29年度より、ひとり暮らし高齢者基礎調査の対象年齢が70歳以上となりましたが、ひとり暮らし高齢者は年々増加しており、平成30年度では9,284人となり、高齢者(65歳以上)全体の約9.6%となっています。また、介護保険サービスを受けるための要介護(要支援)認定者は平成30年度では16,716人となり、高齢者全体の約17.3%となっています。

図表7 ひとり暮らし高齢者数の推移



資料：前橋の福祉（各年6月1日現在）

図表8 要介護（要支援）認定者の推移



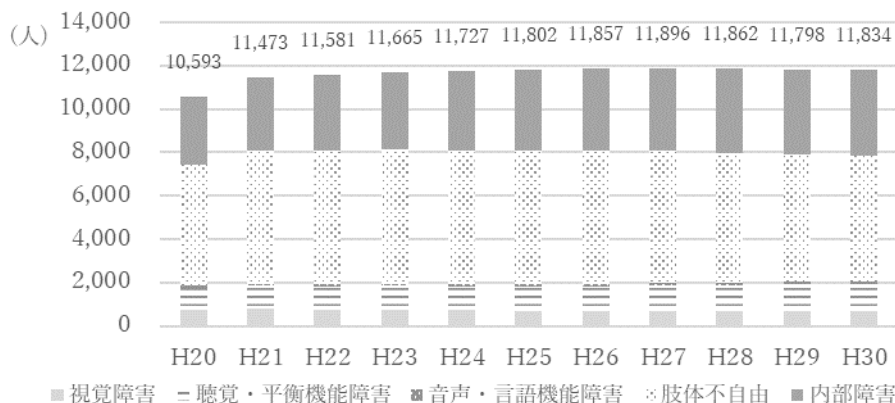
資料：前橋の福祉（各年度末現在）

（4）障害者の動向

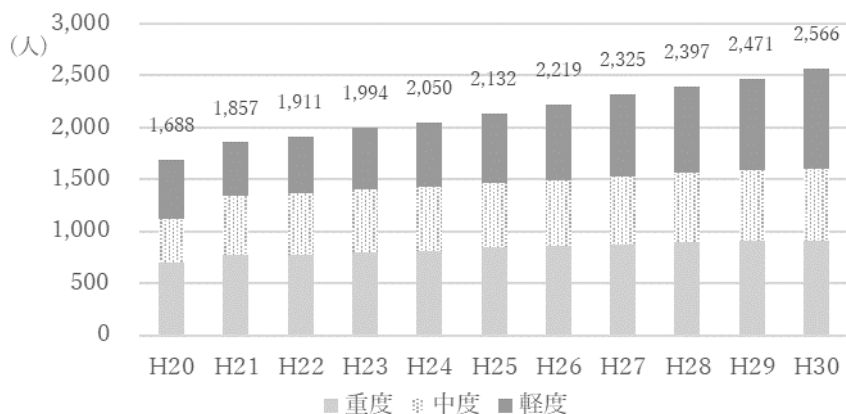
地域の中で障害のある方は年々増加しています

平成30年度末の手帳所持者数は、身体障害者手帳が11,834人（総人口の約3.5%）、療育手帳が2,566人（同約0.8%）、精神保健福祉手帳が2,548人（同約0.8%）といずれも増加しています。また、自立支援医療（精神通院医療）受給者数も増加しています。

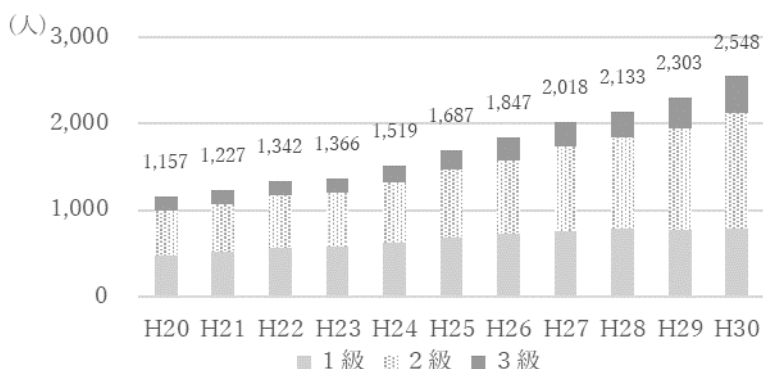
図表9 身体障害者手帳所持者の推移



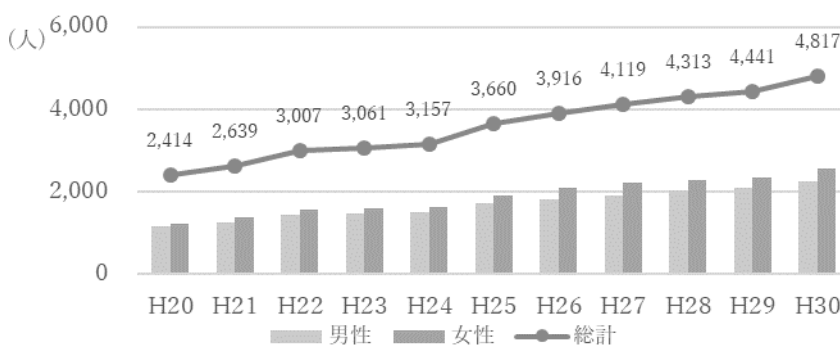
図表10 療育手帳所持者の推移



図表 11 精神保健福祉手帳の推移



図表 12 自立支援医療（精神通院医療）受給者の推移



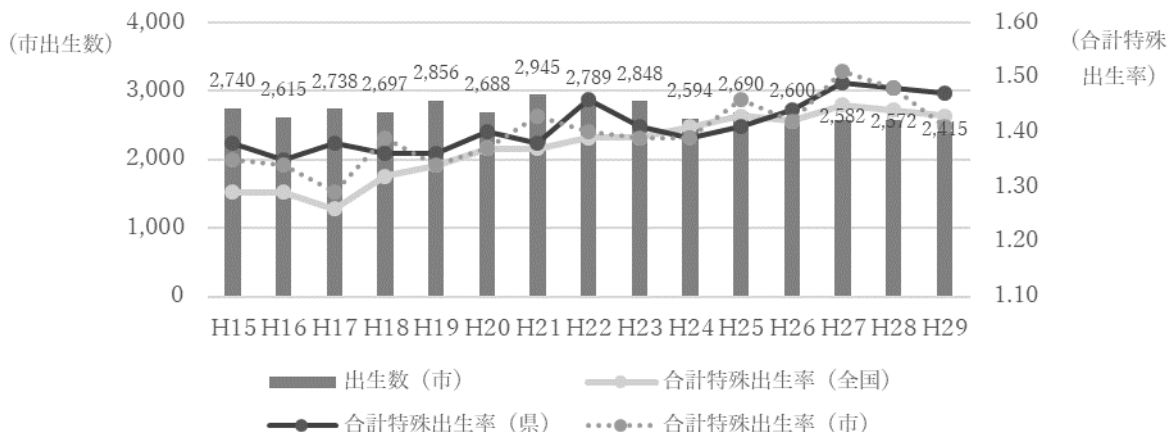
資料：前橋の福祉（各年度末現在）

（5）子ども・子育て家庭の動向

子どもの数は減少傾向にあり、様々な事情を抱える家庭が増えています

本市における出生数は減少傾向であり、平成 29 年度は 2,415 人となっています。合計特殊出生率については、全国の水準を上回ることもありましたが、平成 29 年度は 1.41 となり、国の合計特殊出生率の 1.43 を下回っています。近年の家庭児童相談室の指導件数は増加傾向にあり、平成 29 年度は 3,609 件で、特に家族関係の相談件数が増加しています。

図表 13 出生数・合計特殊出生率の推移



資料：人口動態統計

図表 14 家庭児童相談室の相談内容別指導延件数の推移

	性格・生活習慣等	知能・言語	学校生活等	非行	家族関係	環境福祉	心身障害	その他	計
H20	8	3	52	0	665	551	147	54	1,480
H21	44	23	92	21	1,228	748	147	35	2,338
H22	36	9	101	28	1,361	1,015	137	9	2,696
H23	53	15	59	11	1,287	782	132	25	2,364
H24	123	39	115	9	1,058	590	245	52	2,231
H25	268	208	201	11	784	757	329	81	2,639
H26	333	277	134	32	666	747	335	70	2,594
H27	65	16	42	57	1,049	921	127	7	2,284
H28	72	4	70	1	859	1,309	21	13	2,349
H29	116	11	105	7	1,123	1,068	14	137	2,581
H30	123	8	77	120	1,907	1,266	66	15	3,609

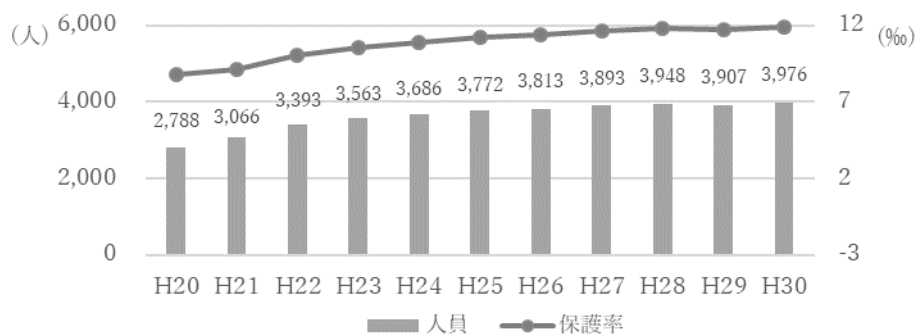
資料：前橋の福祉

(6) 生活保護の動向

経済的な支援が必要な方が年々増加しています

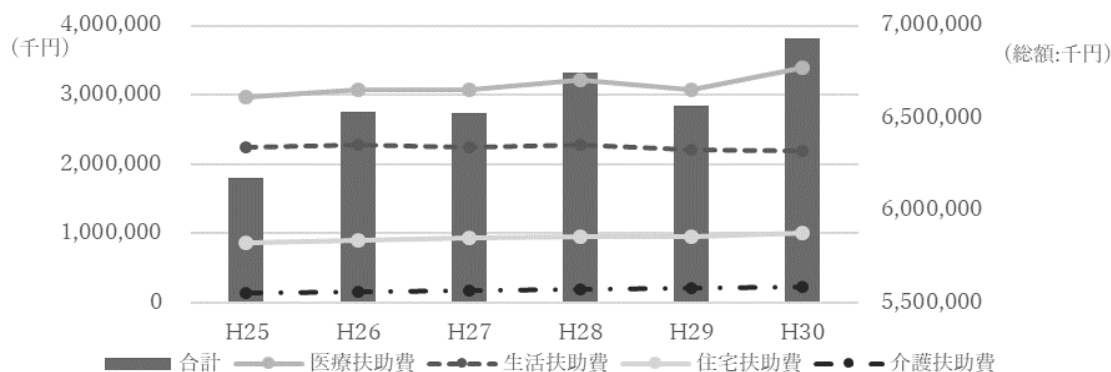
生活保護を受けている方は平成 30 年度では 3,976 人と 10 年間で 900 人以上の増加となっており、保護率（対千人）も 11.9%^{H28}へと増加しています。扶助費総額も増加しており、平成 30 年度では総額 69 億円を超えています。

図表 15 被生活保護人員・保護率の推移



資料：前橋の福祉

図表 16 保護費総額と主要な生活保護費の推移



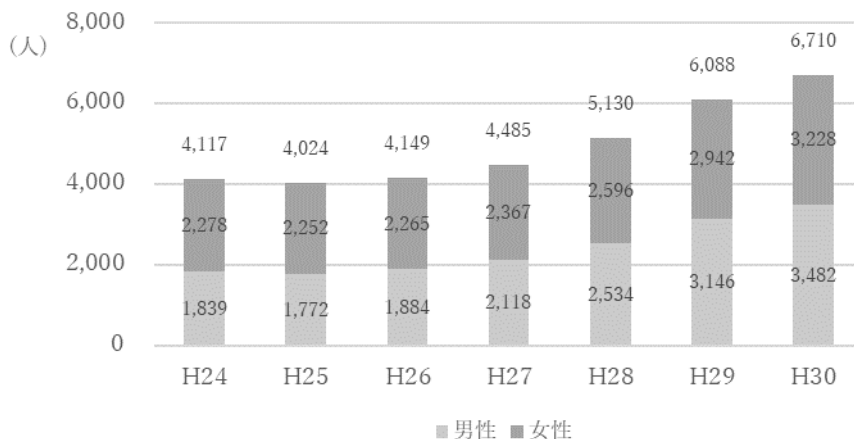
資料：前橋の福祉

(7) 外国人の動向

6千人を超える外国人が前橋市で暮らしています

国際化の進展により本市も外国人が増加し、平成30年では6,710人となり、平成24年と比較すると約1.6倍に増えています。

図表17 前橋市の外国人の推移



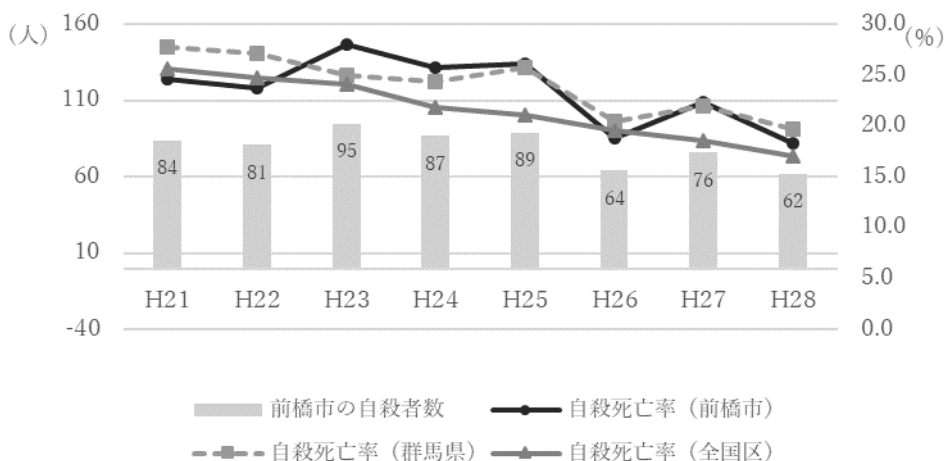
資料：住民基本台帳（各年12月末現在）

(8) 自殺者数の動向

減少傾向ですが前橋市でも自ら命を落としてしまう方がいます

自殺者数・自殺死亡率の推移をみると、本市の自殺者数は平成21年以降、増減を繰り返しながら少しずつ減少しており、群馬県や全国の推移も減少傾向にあることがわかります。

図表18 前橋市の自殺者数及び前橋市・群馬県・全国の自殺率の推移



資料：前橋市自殺対策推進計画
厚生労働省「地域における自殺の基礎資料」

(9) 国保特定健診受診率の動向

健康を意識している方が増えています

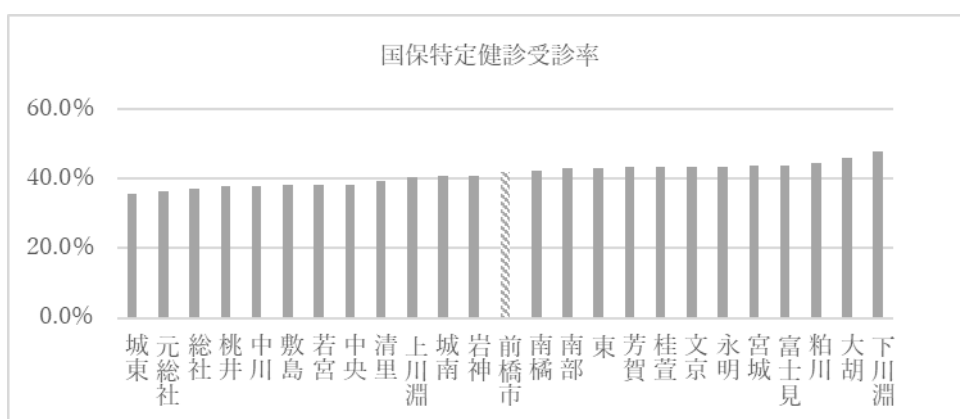
国民健康保険における特定健診（対象は40歳～74歳）の受診率は、年々増加傾向にあります。また、地区別の受診率では、地区により受診率の差があることがわかります。

図表 19 国保特定健診受診率の推移

年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
実施率	38.5%	39.1%	40.9%	42.6%	43.0%

資料：第2期前橋市国民健康保険データヘルス計画

図表 20 国保特定健診受診率（地区別）



資料：前橋市民の健康状況（H30.12月時点）

(10) 成年後見制度の動向

本人の権利を守る支援が求められています

県内における成年後見制度の利用について、群馬県及び群馬県社会福祉協議会が県内の社会福祉施設や事業所等へ実施した調査によると、成年後見制度の活用に関する潜在的ニーズは県内では7,400人、本市では903人となりました。しかし、実際の利用者数と比較してみると、潜在的なニーズはあるものの、成年後見制度の利用が進んでいないことがわかります。

図表 21 成年後見制度利用者数及び潜在的ニーズ等（家裁支部別、前橋市）

	成年後見制度利用者数	成年後見制度活用に対する潜在的ニーズ※1	第三者後見人等必要者数※2	専門職後見人候補者数
前橋市	501	903	276	97
家庭裁判所支部別				
県内全体	3,080	7,400	1,389	327
本庁管内	1,131	2,947	538	146
高崎支部管内	951	1,551	378	106
太田支部管内	425	1,269	283	31
桐生支部管内	340	496	75	28

沼田支部管内	98	680	57	11
中之条出張所管内	68	457	58	5
その他（県外）	67	-	-	-

資料：成年後見制度に関する実態把握調査結果（平成30年6月群馬県、群馬県社会福祉協議会実施）
市町村別の成年後見制度利用者数（令和元年5月10日時点家庭裁判所提供データ）

※1 成年後見制度活用に対する潜在的ニーズは、①社会福祉施設・事業所等と②日常生活自立支援事業利用者のうち、制度の利用が必要と思われる方の数です。（施設や事業所等を対象とした調査で、有効回答率は①が52.2%、②が100%）

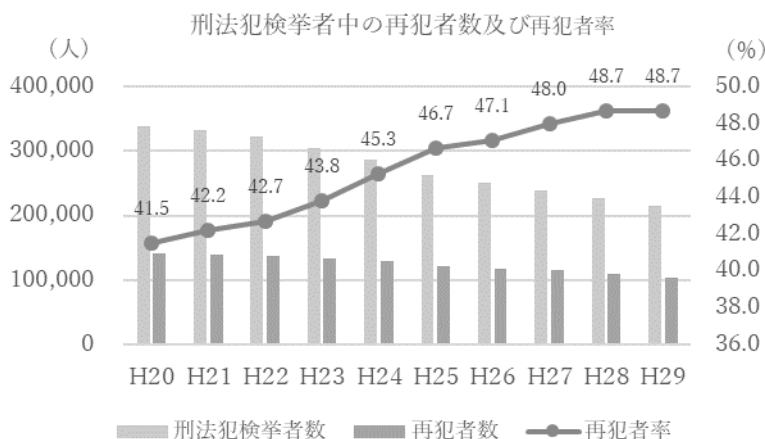
※2 第三者後見人等必要者数は、潜在的ニーズのうち、身寄りがない、親族の協力を得ることが困難など、第三者後見人が必要と考えられる方の数です。

(11) 再犯率の動向

罪を犯した人が再び地域で生活をするための支援が必要になっています

刑法犯検挙者数は平成20年から比較して35%ほど減少していますが、刑法犯検挙者数に含まれる再犯者の割合は年々増えていることがわかります。

図表 22 刑法検挙者中の再犯者数及び再犯者率



資料：平成30年度版再犯防止推進白書（法務省）

(12) ふれあい・いきいきサロン（助成有）の動向

地域での居場所づくりが進んでいます

平成13年から市社協でふれあい・いきいきサロンの立ち上げ支援を行っていますが、開始から17年が経過した現在では、市内ほぼすべての地区においてふれあい・いきいきサロンがあり、地域の集いの場になっています。

なお、市社協からの助成を受けずに、自主的に地域でサロン活動を実施している団体も多くあります。

図表 23 ふれあい・いきいきサロン数（助成有）

H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30
12	21	35	51	70	89	98	130	168	204	210	225	235	243	249	250	259	259

資料：前橋市社会福祉協議会

2 第2次計画（前期計画）の取組状況

（1）第2次地域福祉計画（前期計画）の実施状況

第2次計画（前期計画）策定における個別の取組（事業）に関する事業評価について、関係課に対し、以下の実施区分で調査を行いました。

図表 24 事業実施区分

評価	内容
A	計画を上回って実施した
B	概ね計画どおり施策内容を実施した
C	施策内容の実施状況は計画より遅れている
D	他事業との統廃合等、当初の計画から変更実施
E	事業終了・評価なし

全調査数51のうち、A（計画を上回って実施した）が9（17.6%）、B（概ね計画どおり施策内容を実施した）が42（82.4%）という結果となっています。

図表 25 第2次地域福祉計画の取組状況

基本目標	個別施策方針	調査数	調査結果				
			A	B	C	D	E
1 支え合い・助け合いの場と機会をつくる まえばし	ア 支え合い・助け合いの場づくりを支援します	3	0	3	0	0	0
	イ 支え合い・助け合いに参加する機会を提供します	2	0	2	0	0	0
	ウ 市社協と協働し、市民が地域で交流する機会を支援します	2	0	2	0	0	0
	合計	7	0	7	0	0	0
2 支え合い・助け合いの人を育む まえばし	ア 福祉の担い手を育成します	8	4	4	0	0	0
	イ 地域資源の発掘と連携を進めます	2	0	2	0	0	0
	ウ 互いを尊重し合い、協力し合う意識をつくります	5	0	5	0	0	0
	合計	15	4	11	0	0	0
3 誰もが安全・安心・健康に暮らせる まえばし	ア 地域ぐるみで安全対策を推進します	4	0	4	0	0	0
	イ 前橋の地域生活安全プログラムを推進します	7	2	5	0	0	0
	ウ 地域ぐるみの健康づくり・介護予防	4	1	3	0	0	0

	を推進します						
	合 計	15	3	12	0	0	0
4 困りごとを共有し、 みんなで解決する まえばし	ア 利用者本位のサービスを推進す るため、情報提供・相談体制を充実 します	8	1	7	0	0	0
	イ 利用者本位のサービスと権利擁 護を推進します	3	0	3	0	0	0
	ウ 困難を抱える市民の孤立を防止しま す	3	1	2	0	0	0
	合 計	14	2	12	0	0	0
総 合 計		51	9	42	0	0	0
(構成比：%)		100	17.6	82.4	0	0	0

(実施区分について)

前期計画の進捗等に関して、取組（事業）の事業評価を関係課へ依頼しました。調査は51の取組（事業）についてですが、その1つ1つの取組に様々な関係課や紐づく事業があります。そのため、各課の現状によって取組状況の評価が分かれてしまうことから、取組状況として提出されたものについて以下のとおり調査結果へ反映しました。

例	関係課の事業実施区分	取組における 事業実施区分
(例1) 1つの取組に対して、 関係課が2つ	①△△△△課 実施区分 A ②〇〇〇〇課 実施区分 B	A
(例2) 1つの取組に対して、 関係課が3つ	①△△△△課 実施区分 A ②〇〇〇〇課 実施区分 B ③××××課 実施区分 B	B
(例3) 1つの取組に対して、 関係課が4つ	①△△△△課 実施区分 B ②〇〇〇〇課 実施区分 B ③××××課 実施区分 B ④□□□□課 実施区分 C	B
(例4) 1つの取組に対して、 関係課の事業実施区分が同一	①△△△△課 実施区分 B ②〇〇〇〇課 実施区分 B ③××××課 実施区分 B ④××××課 実施区分 B	B

（2）第2次地域福祉活動計画（前期計画）の実施状況

全調査数33のうち、A（計画を上回って実施した）が15.2（％）、B（概ね計画どおり施策内容を実施した）が60.6（％）、C（施策内容の実施状況は計画より遅れている）が21.2（％）という結果となっています。

図表 26 第2次地域福祉活動計画の取組状況

基本目標	個別支援方針	調査数	調査結果				
			A	B	C	D	E
1 支え合い・助け合いの場と機会をつくる まえばし	ア 小地域ごとの支え合い、助け合いの場づくりを支援します	2	0	0	2	0	0
	イ 支え合い・助け合いに参加する機会（ボランティアや地域福祉活動）を支援します	3	0	3	0	0	0
	ウ 市と協働し、市民が地域で交流する機会（サロン活動等）を支援します	3	0	3	0	0	0
	合計	8	0	6	2	0	0
2 支え合い・助け合いの人を育む まえばし	ア 福祉の担い手を育成します	3	0	1	1	0	1
	イ 地域資源の発掘と連携を進めます	2	1	0	1	0	0
	ウ 市と協働し、市民が互いを尊重し合い、協力し合う意識づくりを推進します	3	0	2	1	0	0
	合計	8	1	3	3	0	1
3 誰もが安全・安心・健康に暮らせる まえばし	ア 防災・防犯、生活課題の解決に向けた話し合いやネットワークづくりを支援します	4	2	2	0	0	0
	イ 地域生活安全プログラムへの市民参加を支援します	3	0	1	2	0	0
	ウ 地域ぐるみの健康づくり・介護予防の取組への市民参加を支援します	2	1	1	0	0	0
	合計	9	3	4	2	0	0
4 困りごとを共有し、みんなで解決する まえばし	ア 支え合い・助け合いを基盤とした市民主体の相談支援体制づくりと相談援助活動を支援します	3	0	3	0	0	0
	イ 利用者本位のサービスを推進し、サービスの利用を援助します	3	0	3	0	0	0
	ウ 市民の支え合い・助け合いと支援組織を結び付けたネットワークづくりを推	2	1	1	0	0	0

	進めます						
	合計	8	1	7	0	0	0
	総合計	33	5	20	7	0	1
	(構成比：%)	100	15.2	60.6	21.2	0	3.0

(3) 基本目標ごとの取組状況

地域福祉計画と地域福祉活動計画は連動しているため、各基本目標の取組状況について一体的に示すこととします。

【基本目標1 支え合い・助け合いの人を育む まえばし】

	施策・支援方針	主な取組内容	主な実績
取組概要	市施策方針1 「支え合い・助け合いの場づくりを支援します」 市社協支援方針1 「小地域ごとの支え合い・助け合いの場づくりを支援します」	・地域づくり推進事業を通じた住民と行政が一緒に取り組む地域づくりの推進 ・自治会活動への支援 ・市社協と長寿包括ケア課、地域包括支援センターのコーディネートチームによる地域づくりの場の支援（生活支援体制整備事業）	・市内23地区で地域づくり協議会が発足 ・市民サービスセンターやコミュニティセンターへ地域担当専門員の配置 ・自治会活動や自然災害に伴う修繕等への補助 ・地区ごとの話し合いの場の拡充 ・『地区社協活動マニュアル』の作成 ・『支え合いの手引き』の活用を通じた地区別計画の策定支援
	市施策方針2 「支え合い・助け合いに参加する機会を提供します」 市社協支援方針2 「支え合い・助け合いに参加する機会（ボランティアや地域福祉活動）を支援します」	・市民活動支援センター（Mサポ）による市民、団体、NPOによるボランティア活動への支援 ・市社協ボランティアセンターとの連携 ・地域づくり活動の担い手支援 ・公民館機能の充実 ・地域福祉活動の情報提供 ・地域福祉活動やボランティア活動の支援	・分野別交流会の開催 ・Mサポふれあい祭りの開催 ・各種活動の相談対応 ・ボランティアのマッチング ・各種セミナーの開催 ・まえばし地域活動ポイント制度の実施 ・地域住民のニーズや地域課題に関する学習機会の提供 ・地区社会福祉協議会での研修機会の拡充 ・ボランティアの活動機会の拡充
	市施策方針3 「市社協と協働し、市民が	・ふれあい・いきいきサロンの活動支援	・市内すべての地区で「高齢者サロン」の設置

	地域で交流する機会を支援します」 市社協支援方針3 「市と協働し、市民が地域で交流する機会（サロン活動等）を支援します」	・ふれあい・いきいきサロン活動の担い手づくり	・「高齢者サロン」275 か所、「子育てサロン」25 か所、「障害者サロン」1 か所の設置（平成30年度末時点）
--	---	------------------------	--

【基本目標2 支え合い・助け合いの人を育む まえばし】

	施策・支援方針	主な取組内容	主な実績
取組概要	市施策方針1 「福祉の担い手を育成します」 市社協支援方針1 「福祉の担い手を育成します」	・ボランティア、NPOの育成、支援 ・専門ボランティア団体の養成 ・高齢者の生きがい活動促進 ・市社協ボランティアセンターによる情報提供、情報交換	・介護予防サポーター養成研修の実施 ・市民活動支援センター（Mサポ）によるボランティアのコーディネート ・手話奉仕員養成講座の実施 ・点訳奉仕員養成講座の実施 ・ファミリーサポートセンター事業による相互援助活動 ・老人クラブへの支援 ・ホームページ等でのボランティア情報の発信 ・市内大学との連携
	市施策方針2 「支え合い・助け合いに参加する機会を提供します」 市社協支援方針2 「支え合い・助け合いに参加する機会（ボランティアや地域福祉活動）を支援します」	・各種団体への支援 ・企業の地域福祉活動支援	・民生委員児童委員連絡協議会、老人クラブ連合会、保健推進員協議会、食生活改善推進員協議会、前橋保護区保護司会、前橋市更生保護女性会、前橋市自治会連合会、地区社会福祉協議会などの地域に根差した団体への支援 ・社会貢献に意欲のある企業への福祉教育の支援
	市施策方針3 「市社協と協働し、市民が地域で交流する機会を支援します」 市社協支援方針3 「市と協働し、市民が地域で交流する機会（サロン活動等）を支援します」	・学校における福祉教育支援 ・社会教育における福祉学習推進 ・人権意識の向上 ・男女共同参画の推進	・福祉教育セミナーの紹介 ・人権を考える映画のつどいの実施 ・出前講座「人権について考えよう」の実施 ・人権施策ネットワーク会議の開催 ・男女共同参画週間におけるパネル展示、セミナーの開催 ・男女共同参画情報誌の作成

	<ul style="list-style-type: none"> ・学校や地域における福祉教育の実施 ・前橋市社会福祉大会の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・市内40校以上の小学校、中学校、高等学校、専門学校、大学での福祉体験講座の実施 ・福祉に携わる功労者の表彰を通じた福祉への関心の喚起
--	--	--

【基本目標3 誰もが安全・安心・健康に暮らせる まえばし】

	施策・支援方針	主な取組内容	主な実績
取組概要	<p>市施策方針1</p> <p>「地域ぐるみで安全対策を推進します」</p> <p>市社協支援方針1</p> <p>「防災・防犯、生活課題の解決に向けた話し合いやネットワークづくりを支援します」</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・避難行動要支援者制度の推進 ・自主防災活動への支援 ・自主防犯活動への支援 ・安心カード設置事業推進 ・見守り活動のネットワーク構築 	<ul style="list-style-type: none"> ・災害発生時の避難行動が自力では難しい方の情報を自治会や民生委員、警察等へ提供し、有事の際の支援体制整備 ・「避難所開設・運営マニュアル」での福祉避難所の指定 ・地域の自主防災組織への防災訓練の実施支援 ・自主防犯活動組織「まちの安全ひろげたい」への活動物品や見舞金の支給 ・「まちの安全ひろメール」での防犯情報の発信 ・防犯関係団体への支援
	<p>市施策方針2</p> <p>「前橋の地域生活安全プログラムを推進します」</p> <p>市社協支援方針2</p> <p>「地域生活安全プログラムへの市民の参加を支援します」</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・地域での支え合い体制づくりの推進 ・ひとり暮らし高齢者実態の把握 ・介護予防・生活支援サービス事業の提供 ・認知症サポーターの養成 ・虐待防止対策 ・DV防止対策 	<ul style="list-style-type: none"> ・生活支援体制整備事業として、地域における支え合い活動を生み出すことを目的とした、企画会議等の開催 ・自立支援協議会における情報共有及び専門部会での地域課題の検討 ・群馬県地域見守り支援事業の実施 ・老人クラブ連合会会員や地域ボランティアによるひとり暮らし高齢者への訪問、声かけ ・ひとり暮らし高齢者基礎調査の実施 ・認知症サポーター22,186人（平

			<p>成30年度末)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・前橋市障害者虐待防止センターでの障害者虐待対応 ・地域包括支援センター（12か所）での高齢者虐待対応 ・配偶者暴力相談支援センターでのDV相談対応
		<ul style="list-style-type: none"> ・「交流・見守り・支え合い」活動の推進 ・災害ボランティア活動の推進 	<ul style="list-style-type: none"> ・『支え合いの手引き』による、地区社会福祉協議会への支援 ・災害ボランティアセンターの設置訓練 ・災害派遣職員による市民向け研修
	<p>市施策方針3 「地域ぐるみの健康づくり・介護予防を推進します」</p> <p>市社協支援方針3 「地域ぐるみの健康づくり・介護予防の取組への市民参加を支援します」</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・健康教室の実施 ・地域の食育推進活動への支援 ・介護予防普及 ・介護予防活動ポイント制度の推進 ・健康づくり、介護予防の普及 ・介護予防活動ポイント制度の運営 	<ul style="list-style-type: none"> ・市民活動団体や学校、企業でのいきいき健康教室の開催 ・食生活改善推進員を中心とした栄養教室の開催 ・高齢者への栄養と口腔を合わせた内容の教室 ・ピンシャン！元気体操の実施 ・介護予防活動ポイント研修の実施 ・介護予防サポーターの活動支援
			<ul style="list-style-type: none"> ・ふれあい・いきいきサロンへの看護師派遣 ・各老人福祉センターでの健康相談、機能訓練実施 ・介護予防活動ポイント登録研修会、活動体験会の実施

【基本目標4 困りごとを共有し、みんなで解決する まえばし】

	施策・支援方針	主な取組内容	主な実績
取組概要	<p>市施策方針1 「利用者本位のサービスを推進するため、情報提供・相談体制を充実します」</p> <p>市社協支援方針1 「支え合い・助け合いを基盤とした市民主体の相談体制作りと相談援助活動を支援します」</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・各種サービスや相談窓口等の情報提供 ・相談対応の充実 ・各種団体への情報提供 ・専門機関との連携 ・身近な相談体制の確保 ・サービスや相談窓口の情報提供 ・相談業務の充実、連携 	<ul style="list-style-type: none"> ・『みんなのらいふ』の発行による障害福祉等の取組周知 ・障害福祉の啓発を目的とした「みんなのフェスタ」の開催 ・「声の広報」提供 ・『こんにちは前橋市地域包括支援センターです』の発行による機関周知 ・認知症ケアパスの発行による認知症相談窓口の周知 ・前橋市ホームページのリニューアル

			<p>ルによるアクセシビリティの向上</p> <ul style="list-style-type: none"> ・介護予防や認知症などの各種出前講座の実施 ・障害に関する窓口である相談支援事業所での相談対応 ・生活困窮に関する窓口であるまえばし生活自立相談センターでの相談対応 ・児童福祉に関する窓口である家庭児童相談室での相談対応 ・市民相談（一般、法律、行政、人権、公証、登記など）の実施 ・高齢、障害、児童、生活困窮などの各分野において専門機関との連携体制の構築 <p>・『社協だより』の発行</p> <ul style="list-style-type: none"> ・社協ホームページの運営 ・心配ごと相談所におけるよろず相談の実施 ・地区担当者のコミュニティソーシャルワーク機能を生かした身近な相談窓口設置
	<p>市施策方針2 「利用者本位のサービスと権利擁護を推進します」</p> <p>市社協支援方針2 「利用者本位のサービスを推進し、サービスの利用を援助します」</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・福祉サービスに関する苦情、意見等への対応 ・福祉サービスの質の確保 ・成年後見制度の利用支援 	<ul style="list-style-type: none"> ・事業所への苦情に対する情報提供や実地検査への同行 ・第三者評価制度の周知 ・判断能力が不十分な方への福祉サービスの相談や金銭管理を行う日常生活自立支援事業の実施 ・福祉、医療、司法のネットワークを生かした権利擁護に関する相談対応
	<p>市施策方針3 「困難を抱える市民の孤立を防止します」</p> <p>市社協支援方針3 「市民の支え合い・助け合いと支援組織を結びつけたネットワークづくりを推進します」</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・生活困窮者自立支援 ・子どもの貧困 ・引きこもり等若者への支援 	<ul style="list-style-type: none"> ・まえばし生活自立相談センターによる生活に困窮する方への支援実施 ・経済的困窮等の事情による支援が必要とする中学生への学習支援実施 ・生活福祉資金の貸付実施 ・スクールアシスタントやオープンドアサポーターの配置による不登校の児童生徒やひきこもり傾向のある中学卒業生への支援

（4）前期計画の推進目標の検証

〔基本目標1〕

項目名		計画当初	現状	目標
		(平成25年度末)	(平成30年度末)	(平成31年度末)
1	地域づくり協議会設立地区数	22地区	23地区	24地区
2	地区座談会開催回数	14回	19回	23回
3	地区別活動計画策定数	8地区	8地区	23地区
4	自主学习グループ団体数	847団体	811団体	920団体
5	高齢者サロン	248か所	275か所	260か所
6	子育てサロン	24か所	25か所	30か所

（基本目標1 現状・課題など）

■地域づくり協議会は、ほぼ全地区で協議会が設置されています。地域の主体性が発揮されるよう、メンバーの交代の影響を受けない組織づくりが求められています。

■ふれあい・いきいきサロンは順調に数を伸ばし、地域での交流の場が増えています。前橋市の交流促進の拠点として、さらに発展していくよう継続した支援が必要です。

■自主学习グループ数は減少していますが、公民館での講座参加者数は伸びていることから、今後は学習した成果を自主的なグループ活動へ発展させることが課題となっています。

■地区別活動計画の策定は計画通り進みませんでした。前期計画の見直しに合わせ、後期計画では全23地区での地区別計画を策定することになりました。

〔基本目標2〕

項目名		計画当初	現状	目標
		(平成25年度末)	(平成30年度末)	(平成31年度末)
1	市民活動支援センターボランティア登録団体数	230団体	353団体	250団体
2	介護予防サポーター数	647人	1,240人	1,200人
3	手話奉仕員養成講座受講者数	111人	150人	130人
	点訳奉仕員養成講座受講者数			
4	自治会役員の女性割合	11.0%	19.0%	20.0%

（基本目標2 現状・課題など）

■市民活動ボランティア団体は5年間で120団体以上の登録が増えており、地域福祉の担い手としての活躍が期待されます。また、地域での介護予防推進の担い手である介護予防サポーターも増えており、引き続き活躍の場を支援していくことが重要です。

■自治会役員の女性割合も増加していますが、地域活動における男女共同参画の推進を図るため、継続的な周知啓発や学習機会の提供が必要です。

〔基本目標3〕

項目名		計画当初	現状	目標	
		(平成25年度末)	(平成30年度末)	(平成31年度末)	
1	住民参加型在宅福祉サービス活動会員数	92人	80人	120人	
2	住民参加型在宅福祉サービス活動件数	897件	360件	1,200件	
3	認知症サポーター数	14,049人	22,186人	20,000人	
4	いきいき健康教室	開催数	119回	174回	現在の水準を維持
	いきいき健康教室	参加者数	5,267人	7,959人	現在の水準を維持
5	おやこ食育教室や各種食育教室参加者数	2,173人	14,258人	現在の水準を維持	
6	ピンシャン！元気体操参加者数	60,053人	66,479人	65,000人	
7	介護予防活動ポイント制度登録者数	647人	1,206人	1,200人	
8	要配慮者（要援護者）見守りモデル事業	-	46自治会	50自治会	

（基本目標3 現状・課題など）

■住民参加型在宅福祉サービスは、実績が徐々に下降してきており、希望する支援内容が多様化してきていることが伺えることから、取組の見直しが考えられます。

■認知症サポーター数は年々増加しています。引き続き周知を行うとともに、地域や職場等での活動に繋がるよう、スキルアップを図っていくことが必要です。

■いきいき健康教室や食育に関する教室などへの参加者数は伸びています。今後は新たに若い世代や働き盛り世代への食育を重点課題として取り上げ、大学や企業等と連携した取組が必要です。

■ピンシャン！元気体操の参加者数は伸びています。引き続き、参加者の拡大や利用者のニーズに答える取組が求められています。

■介護予防活動ポイント制度登録者は増加していますが、活動の継続にあたり、登録者のスキルアップや活動の場の拡充等が課題です。

■要配慮者見守りモデル事業を実施している自治会は増加しています。各自治会が継続した取組を行えるよう、地域のつながりや支え合い活動に関して、理解が得られるような働きかけが必要です。

〔基本目標4〕

項目名		計画当初	現状	目標
		(平成25年度末)	(平成30年度末)	(平成31年度末)
1	障害者相談支援事業相談件数	4,153件	4,567件	4,500件
2	家庭児童相談件数	2,639件	3,609件	3,000件
3	自立相談支援事業相談件数	33件 (H26.11末現在)	636件	250件
4	学習支援参加生徒の高等学校等進学率	94.1%	100%	99.0%

(基本目標4 現状・課題など)

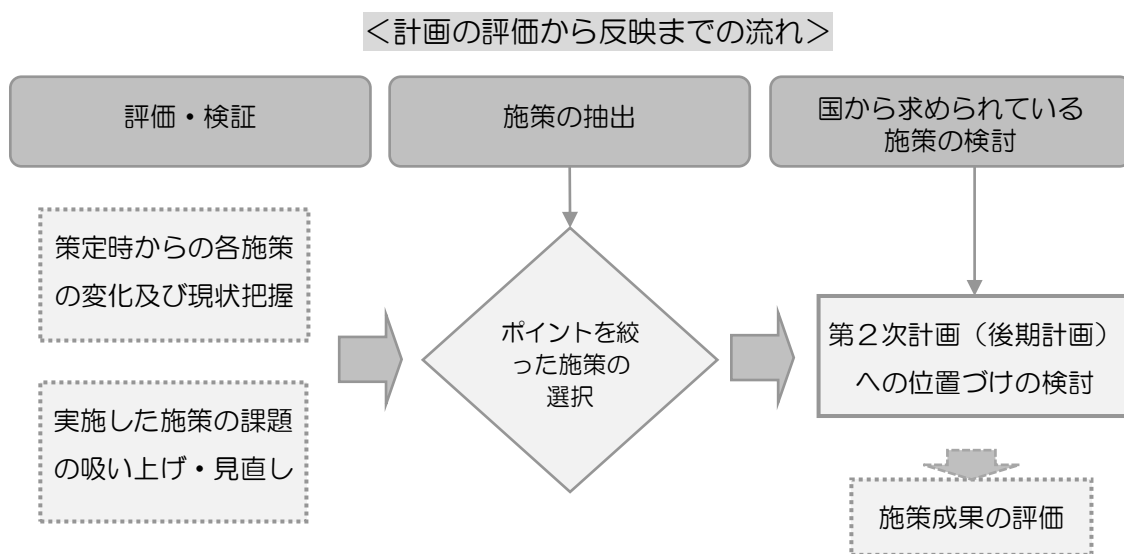
■障害者相談支援事業所や家庭児童相談室、自立相談支援事業での相談件数は年度により増減はありますが、どの相談窓口においても、複雑化した問題を抱えている人が存在しています。そのため、専門性の確保や庁内の連携体制、関係機関との継続した支援体制が重要になっています。

■学習支援参加生徒の高等学校進学率は高い水準にあります。引き続き貧困の連鎖解消に向けた事業展開が求められています。

（5）第2次計画（後期計画）への反映

後期計画への反映として以下の点が挙げられます。

- 実施できなかった施策については、課題を吸い上げ、見直しを図る。
- 各関連事業からポイントを絞り、地域福祉を実現する施策について選択する。
- 国から地域福祉計画への反映が求められている施策について、市の実情に即した取組の検討を進める。
- 計画の進捗管理を行うため、施策の成果に関する評価について、評価手法を示すことに加え、評価しやすい計画への展開を図る。



3 アンケートからみる地域福祉の状況

町内会等の集まりで顔を合わせる機会は増えています

隣人との付き合いをみてみると、5年前より頼みごとや相談ができる親しいつきあいをしている方が減っています。一方、町内会等で顔を合わせる機会は増えています。地域での支え合いを進めていくために、まずは隣人と顔の見える関係を作ることが大切です。

図表 27 隣人とのつきあいの程度について（1つ選択）

項目	H26 (n=1,162)	R1 (n=1,045)	増減 (H26/R01)
あいさつをする程度	15.7%	16.5%	0.8%
外で立ち話をする人がいる	40.6%	37.6%	△3.0%
簡単な頼みごとや相談をする人がいる	33.6%	27.8%	△5.8%
町内会等の集まりで顔を合わす程度	6.6%	12.1%	5.5%
ほとんど付き合いが無い	0.9%	1.7%	0.8%
その他	1.5%	1.6%	0.1%
無回答	1.0%	3.6%	2.6%

資料：地域福祉に関する市民アンケート調査（平成26年、令和元年）

地域の人が抱える困りごとは複合的で、様々な困りごとが存在します

地域福祉を推進する主体である自治会や民生委員児童委員などに質問したところ、5年前と変わらず「一人暮らしの高齢者などの安否」が地域の困りごとの中で高い比重を占めています。また、その時々状況により困りごとは変化し、平成26年に本市に記録的な大雪が降ったことから、平成26年のアンケートでは「雪かきや雪下ろし」に困っているとしていましたが、令和元年のアンケートでは割合は下がっています。5年前と比較すると、「生活の維持（家事、掃除、洗濯やゴミ出しなど）」、「雑草の除草、枝落とし、落ち葉かきなど」といった普段の生活の中にあることに困っている割合が高くなっています。

図表 28 皆さんが相談を受けたり、見聞きする生活の困りごとは何ですか。（あてはまるものすべて選択）

項目	H26 (n=224)	R1 (n=241)	増減 (H26/R01)
一人暮らしの高齢者などの安否	58.5%	55.2%	△3.3%
生活の維持（家事、掃除、洗濯やゴミ出しなど）	26.3%	34.4%	8.1%
生活必需品の買い物	21.9%	23.2%	1.3%
一人での外出	35.3%	16.6%	△18.7%
重いものの移動・運搬	14.3%	20.3%	6.0%
雑草の除草、枝落とし、落ち葉かきなど	21.4%	41.1%	19.7%

雪かきや雪下ろし	46.0%	22.4%	△23.6%
電球など高いところにのぼる作業	14.3%	16.6%	2.3%
高齢者同士の介護	35.3%	27.8%	△7.5%
家族介護者の負担	32.6%	24.1%	△8.5%
子ども・要介護者・障害者等のちょっとした預かり	9.4%	7.1%	△2.3%
災害発生時の避難	21.4%	30.7%	9.3%
災害時の避難所生活	6.7%	15.4%	8.7%
振り込め詐欺や悪徳商法	15.6%	18.3%	2.7%
子どもの登下校時の安全確保	38.8%	32.0%	△6.8%
空き家の増加など地域の安全確保	31.7%	31.5%	0.2%
家庭内暴力や虐待への対処	9.8%	10.0%	0.2%
適切な相談先	21.9%	12.9%	△9.0%
福祉サービスに関する情報収集	25.9%	22.4%	△3.5%
夜間、休日の救急医療	13.4%	12.0%	△1.4%
その他	21.0%	9.1%	△11.9%
病院への通院	16.1%	22.0%	5.9%
病院から退院した後の生活	9.8%	11.2%	1.4%
個人情報の漏洩やうわさ	1.8%	6.6%	4.8%
外国籍市民に関すること	7.6%	5.8%	△1.8%
生活困窮者に関すること	2.2%	7.1%	4.9%
障害者などへの偏見や差別	14.7%	3.7%	△11.0%
若年層のひきこもり	8.0%	16.2%	8.2%
職（仕事）さがし	12.9%	4.1%	△8.8%
無回答	2.2%	2.1%	△0.1%

資料：地域福祉に関する団体アンケート調査（平成26年、令和元年）

地域で困っている人への支援の気持ちがある人が大勢います

無理なくできる支え合いの取組や仕組みづくりが大切です

5年前から引き続き、支援が必要な方へ支援したい気持ちを持っている方が地域には多くいます。また、地域福祉を推進する各団体においても、安心して住み慣れた地域で暮らしていくためには、「地域住民が無理なくできる支えあい・助けあいの取組としくみづくり」という回答が多いことから、「支援をしたいが自身にその余裕が無い」、「支援をしたいが何をすればいいかわからない」と回答した方の“支援したい気持ち”を発揮してもらうため、本市や市社協が連携し、地域における“つながり”や“支え合い”づくりをサポートしていく必要があります。

図表 29 あなたは支援を必要としている隣人への援助をしたいと思いますか（1つ選択）

項目	H26 (n=1,162)	R1 (n=1,045)	増減 (H26/R01)
自分のできる範囲で支援したい	71.7%	60.7%	△11.0%
支援をしたいが自身にその余裕が無い	16.7%	18.9%	2.2%
支援をしたいが何をすればいいかわからない	6.5%	8.8%	2.3%
行政の仕事であり隣人が支援する必要は無い	1.5%	1.6%	0.1%
他人事にかかわりたくない	1.5%	2.7%	1.2%
その他	0.9%	1.6%	0.7%
無回答	1.2%	5.6%	4.4%

資料：地域福祉に関する市民アンケート調査（平成26年、令和元年）

図表 30 年齢や健康状態、生活状況などにかかわらず、すべての前橋市民が安心して暮らすためには、どのような取組が必要だと思いますか（2つまで選択）

項目	H26 (n=224)	R1 (n=241)	増減 (H26/R01)
地域住民が無理なくできる支えあい・助けあいの取組とし くみづくり	63.1%	66.5%	3.4%
地域住民と地域団体（自治会や民生児童委員連絡協議 会など）の連携・協働	39.0%	44.6%	5.6%
地域住民・地域団体に対する専門機関（市社協や社会福 祉・介護施設など）の支援	37.3%	31.3%	△6.0%
地域住民・地域団体に対する行政機関（市や県など）の 支援	36.1%	25.0%	△11.1
その他	5.8%	4.9%	△0.9
特にない	0.4%	0.4%	-
無回答	2.1%	3.6%	1.5%

資料：地域福祉に関する団体アンケート調査（平成26年、令和元年）

地域における支え合いを進めるために、住民の協力や活動の担い手が必要です

地域でつながり、支え合っていくためには、その地域で住む住民一人ひとりの協力や理解が不可欠です。また、地域での支え合いをさらに進めていくためには、地域での支え合い活動の担い手を確保し、育成することや地域にある組織や資源が有効に結びつくよう働きかけ、取り組むことが大切です。本市と市社協がともに共通認識をもち、引き続き、地域づくりへの支援を行うことが重要になってきます。

図表 31 『地域における支え合い』を進めるために必要な条件は何だと思いますか（3つまで選択）

項目	R1 (n=241)
地域住民の協力や理解	67.6%
活動を進める組織	23.7%
活動の担い手	45.6%
地域内の人や団体の連携	36.9%
活動資金	9.1%
活動拠点	2.9%
その他	2.1%
無回答	0.8%

資料：地域福祉に関する団体アンケート調査（令和元年）

本人の権利を守る仕組みを知ってもらう必要があります

本人の権利を守る手段の1つである成年後見制度について、制度の内容が約7割の方に知られていませんでした。自分自身のためであり、地域における権利擁護の取組としても、成年後見制度の正しい知識を持ってもらうことが必要です。

図表 32 成年後見制度を知っていますか（1つ選択）

項目	R1 (n=1,045)
内容を知っている	33.5%
聞いたことはあるが内容はわからない	37.6%
知らない	21.2%
無回答	7.7%

資料：地域福祉に関する市民アンケート調査（令和元年）

地域の力が犯罪や非行を防ぎます

罪を犯した人が再び地域の中で暮らしていくためには地域での理解が必要です。犯罪や非行の防止や立ち直り支援のための広報活動などを行う「社会を明るくする運動」や再犯防止につながる就労支援対策の1つである「協力雇用主制度」などの取組はまだあまり知られていません。そのため、まずは市民一人ひとりに正しく知ってもらう必要があります。

図表 33 社会を明るくする運動を知っていますか（1つ選択）

項目	R1 (n=1,045)
知っている	38.0%
知らない	54.8%
無回答	7.2%

図表 34 協力雇用主制度を知っていますか（1つ選択）

項目	R1 (n=1,045)
知っている	17.4%
知らない	75.3%
無回答	7.3%

図表 35 犯罪をした人が再び地域で暮らしていく中で、地域住民の協力は必要だと思いますか（1つ選択）

項目	R1 (n=1,045)
必要である	51.4%
どちらともいえない	38.9%
必要ない	2.9%
無回答	6.9%

資料：地域福祉に関する市民アンケート調査（令和元年）

4 本市の地域福祉を取り巻く現状のまとめ

■全国的な傾向と同様に、本市においても総人口が減少傾向に転じており、老年人口（65歳以上）の占める割合も高まっています。また、世帯を見てみると、核家族化が進行し、父子家庭や母子家庭といったひとり親世帯も微増しておりますが、特にひとり暮らし高齢者世帯（65歳以上）の増加が際立っているなど、今後は複合的な支援が必要な世帯が増えていくことが予想されます。また、介護保険サービスを受けるための要介護（要支援）認定者も増加傾向にあります。療育手帳保持者、精神保健福祉手帳所持者の増加割合も高くなっており、引き続き、障害のある人に対する就労等の自立支援体制の充実が必要であることがわかります。そのほか、子育て家庭における家庭児童相談室における相談指導件数が伸びているほか、生活保護人員も増加しているなどの現状も伺えます。

■前期計画において掲げた推進目標を検証してみると、地域での交流の場が増え、ボランティアといった地域福祉の担い手が増えてきていることなどがわかりましたが、各相談窓口では、多様化した問題を抱えた人が増えてきていることを課題として捉えていることから、相談を丸ごと受け止めるため、各相談窓口が密接につながり、関係者、専門機関との連携体制を強化し、支援の輪を広げていく仕組みが重要となっています。さらには、複合化、複雑化した相談を受けるため、包括的な相談支援体制の構築についても、検討していくことが必要となります。

■アンケートの結果を見ると、近隣住民とのつながりの希薄化や様々な不安を持っていることが分かる反面、町内会等を通じて顔を合わせる機会も増えるなかで、地域住民相互の自主的な支え合いを必要と感じている人も多く、自分のできる範囲でボランティアや地域活動へ参加したいという人も数多くいることもわかりました。

■このような現状に対して、「人」と「人」、「人」と「資源」を結び合わせて介護、子育て、障害、生活困窮など様々な分野をつなぎ、制度の狭間の問題や複合化・複雑化した課題の発見・解決に力を入れていく必要があります。

また、地域生活課題を地域住民が自らの課題として主体的に捉え、解決できるような取組を地域の実情に応じて実施できるような『市民の力』を増進する組織づくりとともに、地域の状況や活動等についての情報共有や気軽に参加できる交流の場づくり、ボランティア参加へのきっかけづくりなどを通じて『地域の手』を活性化するため、継続した総合的な支援体制の構築を進める必要があります。

第3章 計画の基本的な考え方



1 基本理念

後期計画では、まえばしのしあわせ文化の実現を目指した、前期計画における基本理念の「ひとりより、ふたりより、つながってしあわせ まえばし」を引き続き継承しつつ、「つながりづくり」を活かした「支え合い」の仕組みづくりへの展開を行います。地域における多様な主体が「我が事」として捉え、人や組織が「丸ごと」つながり、住民一人ひとりの暮らしと生きがいを創っていく『地域共生社会』の実現を目指し、基本理念を以下のとおり示します。

基本理念

つながって 支え合う 地域共生のまち まえばし

2 基本目標と市民、地域、市社協、市の取組

市民、地域、市社協、本市が一体となって基本理念の実現を目指し、地域福祉の推進を図ります。前期計画では市民相互の“つながり”を作るための4つの基本目標を掲げていましたが、後期計画では引き続きその“つながり”づくりを進めるとともに、「生活支援・相談支援・市民活動支援」を地域福祉の推進する上での重要な3つの柱として捉え、今までの基本目標と市の施策方針、市社協の活動方針を整理するとともに、3つの柱を支えるための新たな3つの基本目標及びそれに紐づく市民、地域、市社協、本市の取組を掲げた体系に見直しました。

3 基本目標について

基本理念「つながって 支え合う 地域共生のまち まえばし」を実現していくために掲げた3つの基本目標が目指す方向性を以下に示します。

基本目標1 地域で支え合い 安全・安心・健康で暮らす まえばし

ポイント 生活支援（交流、見守り、支え合い）、防犯・防災、子育て、健康づくり、食育、介護予防

方向性 地域における介護予防活動や自主防災活動などの地域活動の基盤となっている「市民の力」、「地域の力」は前橋市にとって貴重な財産です。

市民一人ひとりが主役となり、地域や福祉に関する理解を深めていくとともに、地域での安全・安心・健康な暮らしづくりが進められるよう、交流・見守り・支え合いの活動への支援を行います。

本市が目指す5年後の姿 住民同士の交流や参加の機会が増加し、地域での活動に参加する人が増えるとともに、住み慣れた地域で安心して暮らせると感じる人が増えている。

基本目標2 困りごとを共有し みんなで解決する まえばし

ポイント 相談支援、情報提供、包括的な相談支援体制、権利擁護（虐待、DV、成年後見）、生活困窮、引きこもり

方向性 社会的孤立や8050問題などの複雑で複合的な課題を抱え、生きづらさを感じる人が増えてきています。

そのような人が地域で孤立することなく、必要な支援につがるよう、身近で相談し合える地域づくりを進めるとともに、包括的な相談支援体制の整備に努めます。

本市が目指す5年後の姿 様々な困りごとを抱えている人が、相談窓口で適切な相談支援を受け、本人と支援者がつながり続けることができる仕組みが構築されている。

基本目標3 みんなでつながり 地域づくりを進める まえばし

ポイント 市民活動支援、多様な主体との連携・協働、ボランティア、福祉教育、人づくり、地域づくり

方向性 本市では、地域福祉に関わる多様な主体が、個人や地域で抱える課題の解決に向けた取組を行っています。そうした「市民の力」、「地域の力」をさらに高めていくため、新たな担い手づくりに努めるとともに、多様な主体が連携・協働するよう、有機的につなげていきます。

本市が目指す5年後の姿 地域におけるつながりの場や学びの場を通じた市民活動の活性化により、助けが必要な人への援助を行いたいと思う人が増え、ボランティアなどの様々な担い手が増加している。

4 計画の体系

基本理念

つながって 支え合う 地域共生のまち まえばし

基本目標

市民・地域の取組

**1 地域で支え合い
安全・安心・健康で暮らす
まえばし**

本市が目指す5年後の姿

住民同士の交流や参加の機会が増加し、地域での活動に参加する人が増えるとともに、住み慣れた地域で安心して暮らせると感じている人が増えている

**1 みんながつながって、
見守りや支え合い活動に参加し、
健康で安全・安心な地域を作り
ましょう**

**2 困りごとを共有し
みんなで解決する
まえばし**

本市が目指す5年後の姿

様々な困りごとを抱えている人が、相談窓口で適切な相談支援を受け、本人と支援者がつながり続けることができる仕組みが構築されている

**2 困っている人を相談窓口につなぎ、一人の孤立者も出さない
地域づくりに協力しましょう**

**3 みんなでつながり
地域づくりを進める
まえばし**

本市が目指す5年後の姿

地域におけるつながりの場や学びの場を通じた市民活動の活性化により、助けが必要な人への援助を行いたいと思う人が増え、ボランティアなどの様々な担い手が増加している

**3 地域の活動に興味・関心を持ち、
地域のためにできることを
考えましょう**

市社協・市の取組

具体的な取組

1 地域での支え合いを促進し、
安全・安心で健康な暮らしづくりを
進めます

①地域での交流を通じたところと体の健康づくりや介護予防

②地域ぐるみの見守りと安全対策

③交流・見守りを生かした地域での支え合い

2 孤立を防ぎ、包括的に受け止める
相談体制・支援体制づくりを
進めます

①相談支援体制の充実

②利用者本位のサービスと権利擁護の推進

③様々な困難を抱える市民の孤立防止

3 地域福祉の人づくりと市民の
力が発揮できる地域づくりを
進めます

①地域で協力し合う意識づくりと多様な人材の育成

②地域でつながる場づくりと多様な主体との連携・協働

第4章 施策の展開



1 重点的に推進する施策

後期計画で重点的に推進する施策として以下を掲げます。

◇多様な主体の連携・協働による地域づくり

これからの地域づくりは、地域住民が地域生活課題を共有し、住民相互の理解と交流を深めることができるように、地域での交流や見守り活動、交流の場づくりなどの地域福祉活動への参加などを通じた関係づくりが必要です。複合化・複雑化する地域生活課題に対応するため、地域住民、地区社会福祉協議会をはじめとする、地域の組織、各種団体、NPO法人、事業者、社会福祉法人など地域に関わる多様な主体が連携・協働して必要な活動に取り組めるような体制づくりを支援します。

◇課題解決に向けた人づくり

生活支援や相談支援を進めるために、地域生活課題や今後の地域福祉について学び合う場や、気軽に立ち寄れる場づくりなどを促進する取組などを通じた地域福祉の担い手の養成や地域福祉への意識を高める取組などによる人づくりを進めていきます。

◇多機関の協働による包括的支援体制の展開

誰もが地域、暮らし、生きがいを共に創り、高め合うことができる「地域共生社会」の実現に向けた取組が求められています。住民に身近な圏域で受け止めた解決できない生活課題などについては、関係機関が丸ごと受け止め、その解決に対して有機的に連携して、支援を行う体制の整備が求められています。活用し得る社会資源を踏まえ、総合的な相談支援体制などの具体的な在り方や展開方法について検討を進めていきます。

◇生活困窮者自立支援方策の強化

生活困窮者自立支援制度の目指す目標として生活困窮者の自立・尊厳の確保と生活困窮者支援を通じた地域づくりの2つがあります。そのため、生活困窮者に対する包括的な支援を通じ、自立の確保や様々な分野の社会資源の連携を促進し、行政、関係機関、地域住民等の協働による支援を通じた体制づくりを強化します。

◇成年後見制度の利用促進

認知症の人の増加や障害のある人の親の高齢化も進んでおり、本人の権利を守るため、

財産の管理や日常生活等に支障がある人たちを社会全体で支えていくことは重要ですが、その手段のひとつである成年後見制度はあまり利用されていません。判断能力が衰えても、「本人の意思決定」を支援し、権利を守るため、成年後見制度の利用促進に向けた体制づくりに取り組みます。

◇再犯防止の推進

犯罪や非行をした人たちが、社会において孤立することなく、円滑に社会復帰できるよう支援を行うことが求められています。しかし、再犯防止や更生保護は地域においてもあまり身近なものでなく、あまり知られていない現状があります。そのため、罪を犯した人でも社会の一員として円滑にリスタートできるよう、地域における理解を求めするため、群馬県再犯防止推進計画の動向も踏まえ、再犯防止施策に取り組みます。

基本目標1 地域で支え合い 安全・安心・健康で暮らす まえばし

《市民・地域の取組》

みんながつながって、見守りや支え合い活動に参加し、健康で安全・安心な地域をつくりましょう

《市社協・市の取組》

地域での支え合いを促進し、安全・安心で健康な暮らしづくりを進めます

具体的な取組①

地域での交流を通じたところと体の健康づくりや介護予防

主体	内容
市民	<ul style="list-style-type: none"> ○サロンや老人クラブ、子ども会など地域の活動に積極的に参加しましょう ○地域での交流の場へ近所の方を誘いましょう ○健康や介護予防に関する正しい知識を持ち、体力維持のため活動的な生活を送りましょう ○地域や仲間との交流を図り、自分の生きがいを持ちましょう ○日ごろから楽しい食生活を送りましょう
地域	<ul style="list-style-type: none"> ○地域の団体や事業者など様々な関係者と連携し、住民が気軽に交流できる場をつくりましょう ○地域ぐるみで健康づくりや介護予防、生きがいづくりなどを通じた交流に取組みましょう
市社協	<ul style="list-style-type: none"> ○ふれあい・いきいきサロン活動や交流の場への支援を行います ○健康づくり、介護予防の普及に努めます
市	<ul style="list-style-type: none"> ○世代間の交流を深めるための事業等を総合的に行う自治会への支援を行います ○地域の子育て家庭に対する育児支援を行います ○市内で活動する団体や学校等へ健康に関する講話を実施し、市民の健康増進を図ります ○地域や関係機関と連携した食を通じた世代間交流を促進します ○高齢者自らが介護予防に向けた取組を主体的に実施できるよう支援します ○社会参加や地域貢献活動を通じた介護予防・健康増進活動を支援します ○地域におけるところの健康づくりを推進します <p>【主な事業】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・住民との交流事業や高齢者の健康増進・介護予防・閉じこもり防止などの自治会活動への支援【生活課・長寿包括ケア課】 ・地域子育て支援センターや元気保育園として、保育所（園）、認定こども園での子育て支援【子育て施設課】 ・認知症の人の交流や個別相談の場である認知症カフェやはつらつカフェへの支援【長寿包括ケア課】 ・旬のテーマに応じたいきいき健康教室の実施【健康増進課】 ・食生活改善推進員を中心とした栄養教室の実施【健康増進課】 ・ピンシャン！元気体操の実施【長寿包括ケア課】 ・介護予防活動ポイント制度への登録・研修等支援【長寿包括ケア課】 ・介護予防サポーター養成研修の実施【長寿包括ケア課】

	・こころの健康に関する出前講座の実施【保健予防課】
--	---------------------------

具体的な取組②

地域ぐるみの見守りと安全対策

主体	内容
市民	<ul style="list-style-type: none"> ○災害時に支援が必要な場合は、「災害時避難行動要支援者登録制度」に登録しましょう ○日ごろから防災に関する情報を収集し、災害に備えましょう ○地域の防災訓練や避難訓練等に積極的に参加しましょう ○日ごろから支援が必要な人に気を配り、災害時には地域の人と協力して助け合いましょう
地域	<ul style="list-style-type: none"> ○災害時にひとりでは避難できない人を把握しましょう ○災害時に地域の方の避難の手助けや安否確認を行いましょ ○地域ぐるみで防災訓練や避難訓練を行いましょ ○地域での防犯活動や見守り活動に取り組みましょ
市社協	<ul style="list-style-type: none"> ○日常的な見守り活動への支援をします ○災害への備えなど安全・安心な暮らしを守る活動を推進します
市	<ul style="list-style-type: none"> ○避難行動要支援者制度の推進に努めます ○地域住民による自主防災活動、自主防犯活動を支援します ○利用しやすい交通環境や段差の少ない建築物の整備を図ります <p>【主な事業】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・要支援者情報について自治会等の関係機関と共有し、制度の周知実施【防災危機管理課】 ・福祉避難所の適切な開設・運用に向けた検討実施【防災危機管理課・社会福祉課】 ・防災アドバイザーを中心とした防災事業の企画支援や防災訓練の実施支援【防災危機管理課】 ・自治会を中心に組織された自主防犯組織「まちの安全ひろげたい」への支援【防災危機管理課】 ・「まちの安全ひろメール」での不審者情報等の防犯情報の発信【防災危機管理課】 ・ノンステップバスの普及促進【交通政策課】 ・公営住宅での段差解消やエレベーターの設置【建築住宅課】

具体的な取組③

交流・見守りを生かした地域での支え合い

主体	内容
市民	<ul style="list-style-type: none"> ○地域福祉活動を進める地域の団体や市の活動に関する理解を深め、積極的に参加しましょ
地域	<ul style="list-style-type: none"> ○住民が参加しやすい活動の仕組みを考えましょ ○地域の課題を発見し、地域や団体で取り組める活動を行い、活動の内容を広く周知しましょ ○団体や組織の体制を強化して、継続的な活動が取り組めるように努めましょ
市社協	<ul style="list-style-type: none"> ○「支え合いの手引き」に基づく、地域における支え合い活動への支援を行います
市	<ul style="list-style-type: none"> ○自治会や民生委員児童委員、保健推進員などの地域福祉に根差した団体との協働により、

	<p>日常的な支え合い活動の体制づくりを推進します</p> <p>○要支援者や予防対象者への介護予防サービスや生活支援サービスを実施します</p> <p>○認知症になっても安心して暮らせるまちづくりを目指します</p> <p>【主な事業】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県の事業とあわせて市独自の事業者とも協定締結した地域見守り支援事業による、事業者からの情報提供体制の構築【社会福祉課】 ・地区社協を単位とした23地区における支え合い活動の推進を目的とした生活支援体制整備事業の展開【長寿包括ケア課】 ・地域内のひとり暮らし高齢者宅への訪問や声かけの実施【長寿包括ケア課】 ・要支援者や予防対象者への介護予防サービスや生活支援サービス（介護予防、配食、買い物支援等）の実施【長寿包括ケア課】 ・団体、企業、学校等での認知症サポーターの養成講座実施【長寿包括ケア課】
--	--

基本目標2 困りごとを共有し みんなで解決する まえばし

<p>《市民・地域の取組》 困っている人を相談窓口につなぎ、一人の孤立者も出さない地域づくりに協力しましょう</p> <p>《市社協・市の取組》 孤立を防ぎ、包括的に受け止める相談体制・支援体制づくりを進めます</p>

具体的な取組①

相談支援体制の充実

主体	内容
市民	<ul style="list-style-type: none"> ○市の広報誌やホームページなどから必要な情報を収集しましょう ○地域の人へ自分が知っているサービスの情報を伝えましょう
地域	<ul style="list-style-type: none"> ○自分の団体の活動や地域における福祉のサービスに関する情報を伝えましょう ○地域で困りごとがある方がいたら、相談機関等を紹介しましょう
市社協	<ul style="list-style-type: none"> ○相談窓口の情報提供を行います ○身近な相談支援体制の構築を図ります
市	<ul style="list-style-type: none"> ○福祉制度やサービス、相談窓口に関する情報等を分かりやすく提供します ○前橋市ホームページのアクセシビリティの向上に努めます ○多様な相談内容に対応するため、各相談機関や専門機関などの他機関との連携強化や相談内容の共有を図り、包括的な相談支援ができる体制の構築に向けた検討を進めます ○住民が気軽に相談できる体制づくりを進めるとともに、地域での身近な相談体制についての支援を行います <p>【主な事業】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域包括支援センターチラシの作成【長寿包括ケア課】 ・認知症ケアパスの作成による認知症相談窓口の周知【長寿包括ケア課】 ・地域包括支援センターによる地域資源情報の把握と共有【長寿包括ケア課】 ・こころに悩みを抱えた人が適切な関係機関へ相談できるよう、周知啓発を目的としたリーフレットの作成【保健予防課】 ・老人クラブなどの団体への認知症に関する出前講座の実施【長寿包括ケア課】 ・ホームページの利用に制約がある人や不慣れな人が適切に情報を取得できるような前橋市ホームページの運用【市政発信課】 ・市民相談室（一般的な内容、法律、行政、人権等）での対応【生活課】 ・まえばし生活自立相談センターにおける生活困窮に関する相談対応【社会福祉課】 ・子育て世代包括支援センターや家庭児童相談室における子どもや保護者等に関する相談対応【子育て支援課】 ・地域包括支援センターにおける高齢者等に関する相談対応【長寿包括ケア課】 ・委託相談支援事業所における障害に関する相談対応【障害福祉課】 ・保健師や管理栄養士などにおける健康に関する相談対応【健康増進課】 ・精神科医または保健師・精神保健福祉士によるこころの健康に関する相談対応【保健予防

	<p>課】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・うつ病やひきこもりなどこころの悩みを持つ若者の相談対応【保健予防課】 ・生活困窮等の様々な困難を抱えた人への包括的な支援を目的とした、庁内関係課との連携【社会福祉課】 ・地域ケア推進会議の開催による、多様な相談内容に対応する他機関との連携強化【長寿包括ケア課】 ・前橋市自立支援協議会における地域課題についての共有や協議の実施【障害福祉課】 ・精神保健福祉ネットワーク会議の開催による、地域における精神医療関係者や保健福祉関係者との連携強化【保健予防課】 ・民生委員児童委員への研修会実施や地区会長会での情報提供【社会福祉課】
--	---

具体的な取組②

利用者本位のサービスと権利擁護の推進

主体	内容
市民	<ul style="list-style-type: none"> ○自分にあったサービスを主体的に選択するため、福祉に関する情報を活用しましょう ○虐待事案を発見した場合は適切な機関へ通報しましょう ○成年後見制度などの権利擁護に関する適切な知識を持ちましょう
地域	<ul style="list-style-type: none"> ○地域においてサービス利用で困っている住民がいたときは、適切な福祉のサービスにつなげましょう ○地域で虐待事案を発見した場合は適切な機関へ通報しましょう ○判断能力が十分でない方が地域で安心して生活できるよう、成年後見制度などの権利擁護に関する適切な知識を持ちましょう
市社協	<ul style="list-style-type: none"> ○権利擁護支援に関する総合相談に取り組みます ○福祉サービスの質の確保に努めます
市	<ul style="list-style-type: none"> ○福祉サービスの質の確保を行います ○子ども、高齢者、障害者への虐待を防止するため関係機関と連携を図り、虐待防止に関する周知啓発や通報への迅速な対応に努めます ○配偶者等からの暴力防止に向けた総合的な支援に取り組みます ○成年後見制度の利用促進に取り組みます <p>【主な事業】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業所等への第三者評価制度の周知【介護保険課・障害福祉課】 ・児童虐待防止のためのペアレントトレーニング実施【子育て支援課】 ・要保護児童対策協議会での子どもを守る地域ネットワーク機能の強化【子育て支援課】 ・地域包括支援センターによる高齢者虐待対応【長寿包括ケア課】 ・障害者虐待防止センターによる障害者虐待対応【障害福祉課】 ・障害者虐待防止・差別解消ネットワーク会議による虐待予防・早期発見などの体制強化【障害福祉課】 ・虐待予防や虐待通報に関する周知啓発の実施【子育て支援課・長寿包括ケア課・障害福祉課】 ・配偶者暴力相談支援センターによる電話相談・面接相談実施【生活課】

<p>・相談カードやリーフレット、DV防止講座による周知啓発の実施【生活課】</p>
<p>*****</p> <p>【前橋市成年後見制度利用促進計画】</p> <p>「成年後見制度の利用の促進に関する法律（促進法）」第23条に基づき、市町村における「成年後見制度の利用促進に関する施策について基本的な計画（市町村計画）」として位置づけます。</p> <p>国の成年後見制度利用促進基本計画のポイントは、「利用者がメリットを実感できる制度・運用の改善」、「権利擁護支援の地域連携ネットワークづくり」、「不正防止の徹底と利用しやすさの調和」となっており、本市においても、国の基本計画のポイントを踏まえ、成年後見制度の利用促進を目指して取り組んでいきます。</p> <p>○周知啓発 日常的な生活の見守りや支援を受けながら、安心して地域での生活を送ることができるよう、成年後見制度の周知啓発を行います。</p> <p>○相談対応 地域包括支援センターや障害者相談支援事業所といった相談支援機関に対する支援等を行います。</p> <p>○地域連携ネットワークの構築 地域における見守り活動の中で、認知症や知的障害、精神障害等により判断能力が不十分で、権利擁護支援が必要な人を早期発見し、必要な支援へ結びつけるために、地域連携ネットワークの構築を進めます。</p> <p>○協議会の設置 被後見人等への支援の在り方や方向性を考える「チーム」を支援するため、医療・介護・福祉関係者に加え、法律の専門職団体等が連携・協力する「協議会」の設置に努めます。また、家庭裁判所等関係機関との連携強化を図ります。</p> <p>○中核機関の設置 地域連携ネットワークの旗振り役であり、協議会の運営を行う「中核機関」の設置を進めます。</p> <p>○制度利用支援 成年後見制度の利用が必要な状況であるにもかかわらず、本人や親族が申し立てを行うことが難しい場合などに、後見等開始の審判を市長が家庭裁判所に申し立てる、市長申立の適切な活用を図ります。また、成年後見制度の利用が必要だけれども、経済的な問題等で利用することが困難な方を支援するため、申立に係る費用や後見人等の報酬について助成を行います。</p> <p>○日常生活自立支援事業との連携 前橋市社会福祉協議会で実施している日常生活自立支援事業の利用者について、成年後見制度の利用が適当な場合は、制度へのスムーズな移行ができるよう、市社協と連携をします。</p> <p>*****</p>

具体的な取組③

様々な困難を抱える市民の孤立防止

主体	内容
市民	○近所の人と困ったことを相談し合える関係を築きましょう ○地域で悩んでいる人や困っている人がいたら相談にのったり、地域や関係機関・団体等の

	相談窓口を紹介しましょう
地域	<p>○地域の中で住民が孤立しないよう、日ごろから見守りや交流といった活動をすすめ、地域活動の中で気軽に相談できる機会を作りましょう</p> <p>○団体の特性を活用した相談などの対応を行いましょ</p>
市社協	<p>○自立への支援に向けた相談業務の充実や連携を図ります</p> <p>○引きこもりや不登校の人の居場所づくりを進めます</p>
市	<p>○生活困窮者の総合的な支援体制を推進し、経済的困窮等により支援が必要な子供への就学支援を行います</p> <p>○生活困窮者自立支援制度による「就労準備支援事業」や「就労訓練事業」を活用した社会参加や社会とのつながりの回復に向けた段階的な支援を行います</p> <p>○不登校や引きこもり等への支援を行います</p> <p>○再犯防止の推進に取り組みます</p> <p>【主な事業】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・社会的孤立等に関する各相談窓口の連携【社会福祉課・長寿包括ケア課・障害福祉課・保健予防課・青少年課】 ・ひきこもりや長期間就労していない者への段階的な支援実施による就労意欲喚起を行うチャレンジセンターまえばしの実施【社会福祉課】 ・住宅家賃の支給と就労支援の実施を合わせて行う自立促進の取組【社会福祉課】 ・中学生への就学支援（M-Change）の実施【社会福祉課】 ・様々な職業の見学や体験を通した子どもの仕事への興味促進（チャレンジキッズプログラム）の実施【社会福祉課】 ・フードバンクまえばしによる寄付を受けた食品を食べ物に困っている人やこども食堂や無料学習支援等を実施する福祉団体等への提供【社会福祉課】 ・不登校傾向や指導上問題を抱える児童生徒の実態把握【青少年課】 ・オープンドアサポーターの配置【青少年課】
<p>*****</p> <p>【前橋市再犯防止推進計画】</p> <p>「再犯の防止等の推進に関する法律」第8条第1項に基づく、市町村における「再犯防止等に関する施策の推進に関する計画」として位置づけます。</p> <p>国の「再犯防止推進計画」では、「誰一人取り残さない社会」の実現に向けた5つの基本方針と7つの重点分野を示しており、群馬県の「群馬県再犯防止推進計画」においても、本県の実情に応じた施策の実施・検討について示しています。</p> <p>本市においても、本市の実情に応じた再犯防止に関する取組を推進し、住民が犯罪による被害を受けることを防止するとともに、安全で安心して暮らせる地域社会の実現を目指します。</p> <p>○「群馬県再犯防止推進計画」の推進</p> <p>「群馬県再犯防止推進計画」に基づいて、市町村が行うべき取組を積極的に推進します。</p> <p>○再犯防止に関する周知啓発</p> <p>犯罪や非行の防止と立ち直りを支援する取組である「社会を明るくする運動」などを通じて、再犯防止に関する地域での意識の醸成を図ります。</p>	

○更生保護活動への支援

地域における更生保護の活動拠点である、前橋市更生保護サポートセンターへの支援を行います。

○保護司との連携強化

犯罪をした者の更生を助けることを目的に活動している保護司との情報共有や連携を強化します。

○民間協力者や関係団体等との連携

更生保護女性会などの更生保護に関わる団体や支援者、前橋市社会福祉協議会、保護観察所等、との連携強化に努めます。また、協力雇用主などの再犯防止に向けた就労に関する支援関係者や住居に関する支援関係者等との連携を図り、取組を推進します。合わせて、「群馬県再犯防止・立ち直り支援ネットワーク会議」（群馬県主催）へ参加し、群馬県との連携に努めます。

○保健医療・福祉サービスの利用支援

必要な人に対して適切な支援が行われるよう、関係機関と連携し、保健医療・福祉サービスの利用促進を進めます。

○犯罪被害者支援施策との協調

再犯防止に関する施策の展開を行うにあたり、第3次群馬県犯罪被害者基本計画等の犯罪被害者への支援を行う施策などと協調を図りながら進めます。

基本目標3 みんなでつながり 地域づくりを進める まえばし

《市民・地域の取組》

地域の活動に興味・関心を持ち、地域のためにできることを考えましょう

《市社協・市の取組》

地域福祉の人づくりと市民の力が発揮できる地域づくりを進めます

具体的な取組①

地域で協力し合う意識づくりと多様な人材の育成

主体	内容
市民	<ul style="list-style-type: none"> ○ボランティア活動や地域活動に興味・関心を持ちましょう ○自分が地域のためにできることを考え、チャレンジしてみましょう ○家族、友人、隣近所などお互いを思いあい、協力しあう心を持ちましょう ○人権や男女共同参画に関して正しい知識を持ちましょう
地域	<ul style="list-style-type: none"> ○市や市社協などが開催する各種講座などに参加しましょう ○様々な講座や研修を通じて、自分の所属する団体や地域における地域福祉や人権に関する意識の向上に努めましょう ○人権や男女共同参画に関して正しい知識を持ち、地域での活動に生かしましょう
市社協	<ul style="list-style-type: none"> ○ボランティア活動への支援を行います ○意識の醸成、福祉教育の取組を支援します
市	<ul style="list-style-type: none"> ○地域でボランティア活動を希望する人を支援します ○専門的なボランティアを養成します ○学校における福祉教育を支援します ○地域福祉や人権意識の高揚や男女共同参画の推進を図ります <p>【主な事業】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・前橋市市民活動支援センター（M サポ）での各種企画を通じた、市民活動の担い手育成、協働のきっかけづくりの支援【生活課】 ・ファミリーサポートセンターの活動支援（会員同士の育児に関する相互援助活動など）【子育て施設課】 ・高齢者の生きがいづくり活動や社会参加活動への支援【長寿包括ケア課】 ・手話奉仕員養成講座、点訳奉仕員養成講座の実施【障害福祉課】 ・食生活改善推進員養成講座（健康大学）の実施【健康増進課】 ・前橋市自立支援協議会広報紙の発行【障害福祉課】 ・各学校へ福祉教育セミナーの紹介や福祉に関する冊子等の提供【学校教育課】 ・公民館やコミュニティセンターでの地域福祉に関する講座の開催【生涯学習課】 ・人権施策ネットワークプロジェクト会議の開催による情報の共有【生活課】 ・人権に関する意識調査の実施【生活課】 ・男女共同参画週間におけるパネル展実施やセミナーの実施【生活課】 ・市民との協働による男女共同参画情報誌の作成【生活課】 ・前橋市社会福祉大会の開催【社会福祉課】

具体的な取組②

地域でつながる場づくりと多様な主体との連携・協働

主体	内容
市民	<ul style="list-style-type: none"> ○地域の交流の場に参加しましょう ○隣近所の人と地域の情報を交換・共有しましょう ○自ら情報を収集、学習機会に積極的に参加するなど、地域福祉に関する関心と理解を深めましょう ○自分が地域福祉の担い手であるという意識を持ち、できることからチャレンジしましょう ○自治会や民生委員児童委員、保護司会、更生保護女性会、食生活改善推進員、保健推進員などの団体による地域での活動について知りましょう。 ○自治会活動など地域団体の活動に協力しましょう
地域	<ul style="list-style-type: none"> ○住民が参加しやすい交流の場づくりを考えましょう ○住民に地域活動の情報をわかりやすく伝えましょう ○地域の課題を発見し、地域や団体で取り組める活動を行いましょう。 ○各団体の組織基盤を強化しましょう
市社協	<ul style="list-style-type: none"> ○地区社会福祉協議会を中心とし、町ごとの活動の充実に向けた体制づくりへの支援を行います ○人材育成への支援を行います ○地域の構成団体への支援を行います
市	<ul style="list-style-type: none"> ○地区における地域づくりを支援します ○多様な市民活動に取り組む人やグループ、地域に根差した団体を支援します ○地域に関する情報発信の場の充実に努めます ○市民が主体的に地域生活課題を把握し、解決を試みることができる環境の整備に向けた検討を進めます ○複合化・複雑化する地域の生活課題に対応するため、地域に関わる多様な主体が連携・協働して必要な活動に取り組めるよう支援します <p>【主な事業】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域づくり協議会での活動への支援【生活課】 ・地域づくりのまとめ役である市社協への支援【社会福祉課】 ・生活支援体制整備事業における23地区社会福祉協議会での取組への支援【長寿包括ケア課】 ・前橋市市民活動支援センターによる、「つながる“3分”プロジェクト」や「M サポふれあい祭り」などを通じた、繋がりの場の創出や市民活動の活性化【生活課】 ・中央公民館及び地区公民館での子育て・親子支援、自主グループ活動支援などの多種多様な講座の開催【生涯学習課】 ・多様化する学習ニーズや地域課題に関する学習機会の提供【生涯学習課】 ・地域づくりを推進させるため、自治会や民生委員児童委員、保護司会、更生保護女性会、食生活改善推進員、保健推進員などの各種団体への活動支援や情報共有【関係各課】

第5章 各地区別計画



1 各地区における地域福祉活動の経過と今後の進め方

市内全 23 地区社会福祉協議会では、本計画の見直しにあわせて、活動の経過や今後 5 年間（令和 2～6 年度）の進め方を盛り込んだ地区別計画を作成しました。

平成 28 年より、前橋市からの委託事業である生活支援体制整備事業が始まり、現在では全 23 地区で企画会議や研修会、各種取組が行われ、地域の特長を生かした「交流・見守り・支え合い」の活動が進んでいます。

この地区別計画は、地域の課題を地域で発見し、解決に導くため、地域福祉活動を計画的に進めるための道標となることが期待されます。市、市社協も各地区と連携しながら活動を支援します。

2 地区別計画

岩神地区

地区のすがた



岩神地区では「支え合える地域」を目指し、基盤である交流の活動「ふれあい・いきいきサロン」を全町で実施、活動の充実に取り組んでいます。高齢者だけが交流を深めるのではなく、より共生的な居場所で、様々な世代が活躍できるようにしていきたいと考えています。そのためにも、活動を周知し、研修等を通して福祉の意識を広げ、多くの住民を巻き込んで地域福祉の充実を図ります。



小・中学校との連携に力を入れています。三中生徒は大変協力的で良い子ばかり！



研修会で町ごとに分かれてワークショップを体験。町の事を見つめ直す良いきっかけになりました。

地区の魅力

- ・利根川や敷島公園があり、自然が豊か
- ・前橋医師会や歯科医師会があり、医療機関が多い
- ・昔からの街並みが残り、レトロな景観が良い
- ・競技場でのスポーツ、花火大会など催しが多い

地区の課題

- ・公共交通機関が使いにくい、交通が不便
- ・地域の担い手が全体的に高齢化している
- ・高齢者が退去した住居が空き家となっている
- ・高齢者が買い物に出かけにくい不便な場所が多い

取り組むこと

- ・高齢者だけでなく、若い世代や転居者、外国人との共生の意識を高める
- ・災害に備え、日頃の地域における繋がりを強める
- ・地域課題の解決へ主体的に取り組めるような地域づくりを行う

目指す地域の将来像

- ・地域の誰もが通える居場所が町にある、またその活動等で地域内の空き家を活用している
- ・様々な世代の人が、担い手として地域活動に主体的に参加している

敷島地区

地区のすがた



住民に向けて公民館を開放する活動がスタート。テレビや塗り絵をする人。麻雀もできます。



「ふれあいの広場」では、三中の生徒さんが大活躍しています。



敷島地区は、多様な主体(事業所・法人・施設・企業)と協力しながら多世代の交流を深め、より繋がりの強い地域を目指して活動をしています。地域づくり協議会とも連携しながら、地域福祉の推進を図り、様々な側面から福祉のまちづくりに取り組んでいます。

地区の魅力

- ・昔から長く住んでいる人が多く、住民の結束力が強い
- ・群大附属病院をはじめ、医療機関や福祉施設が多い
- ・地区内にスーパーやデパートがあり、買い物に困らない
- ・サロンを全町で実施し、個人で集まる場も多い

地区の課題

- ・既存のコミュニティに転居者が馴染みにくい
- ・担い手の高齢化率が高く、今後の地域活動の見直しが必要
- ・外へ出かけられない高齢者への支援策が少ない
- ・新しく家が建つ区画がある一方、空き家が多い区画もある

取り組むこと

- ・昔から地区に住む住民と新たな住民の交流を深める(若い人が住みやすい町づくりをしていく)
- ・高齢者が活躍できる場をつくる(得意なことを生かしたボランティア活動)
- ・地域を活性化させるような空き家の活用

目指す地域の将来像

若い人も、高齢者も、様々な世代が一緒になって
主体的に地域活動へ取り組む“つながる地域”になってほしい

若宮地区

地区のすがた



若宮地区では、地域と群馬大学看護学科の学生が連携した取り組みを実施しています。大学生による高齢者宅の自宅訪問やサロンの企画、意見交換会を通して、地域の高齢者が抱える課題を改めて考える機会となっています。

また、保健推進員を中心に月1回実施している「元気会」は地区内全7自治会の高齢者が交流する貴重な場として、毎回多くの参加者でにぎわっています。



佐久間川周辺は製糸産業の中心地で、昔は商店街もにぎわっていました。水利を活かした「マス釣り大会」は大盛況。



住民同士がお喋りしながら、楽しくプランター植花！植花後は公民館などに飾ります。

地区の魅力

- ・佐久間川を活かした、交流を図りながらの環境づくり活動
- ・群馬大学看護学科の学生との連携（個別訪問やサロン参加、意見交換）した、高齢者の課題の把握と解決に向けた取り組み

地区の課題

- ・高齢化が進んでいる
- ・地域の担い手が減少している
- ・地域行事への参加者が固定している

取り組むこと

- ・住民のニーズを把握し、より多くの人々が地域行事へ参加できるような環境づくりを目指す
- ・ご近所同士で見守り、支え合い、ここに住んでよかったと感じられる地区を目指す

目指す地域の将来像

住民の居場所づくりや顔見知りの関係づくりに取り組み、
誰もが安心して暮らせるまち

城東地区

地区のすがた



城東地区は城東町5自治会と日吉町3自治会の8自治会で構成されており、地区内にはベイシア文化ホール（県民会館）、県立図書館、市総合福祉会館、市商工会議所や中央郵便局などの公共施設が点在している生活に便利な地域です。地域のイベントでは笑顔が溢れ、三世代が交流できるハイキング等のイベントも開催されています。



特殊詐欺についての防犯講座を実施。悪質な詐欺には、もう引っかからないぞ！



サロンの開始前にはウォーミングアップの輪投げ。点数をみんなで数えて、全身を使って真剣勝負。

地区の魅力

- ・市中心部に近く、公園や道路が整備されている
- ・大型商業施設が2店舗、スーパーやコンビニ等が多く、買い物に便利な地域
- ・自治会活動が活発で、行事等が盛んに実施される

地区の課題

- ・地区内の一人暮らし高齢者の増加
- ・一人暮らし高齢者の生活を見守る仕組みが少ない
- ・自治会活動等の担い手の高齢化

取り組むこと

- ・育成会、青年会、老人会など地縁団体の担い手確保
- ・「ふれあい会食会」や「ふれあい・いきいきサロン」等による交流活動の活発化
- ・効果的な見守り活動の実施

目指す地域の将来像

- ・自治会活動等を通して、住民同士が気軽に交流し支えあえるまち
- ・多くの住民が地域活動に担い手として参加するまち
- ・誰もが住みよい福祉のまち

中部地区

地区のすがた



中部地区は前橋市の中心市街地に位置し、中央地区と桃井地区の14の自治会で構成されています。官公庁やマンションが建ち並ぶほか、商店街、大型施設、またケヤキ並木などに恵まれ、住みやすい地区です。前橋市の文化の中心であり、初市、七夕まつり、前橋まつりなどの各種イベントが行われています。各町では、サロン活動が活発です。地区内にある大学の学生がサロンに遊びに来てくれることもあります。



公民館の隣にある生命保険会社の協力により、サロンで健康チェックを実施しました。



年に一度の元気フェスティバル。子どもから大人まで、みんなで楽しい一日を過ごします。

地区の魅力

- ・前橋市の中心市街地
- ・前橋市の文化の発信地
- ・交通網の中心でありアクセス良好
- ・年間通して多くの行事開催

地区の課題

- ・自治会活動にかかわる人の固定化と高齢化
- ・担い手と後継者の不足
- ・商店街の活性化
- ・外国人労働者や留学生の増加に対応したまちづくり

取り組むこと

- ・まちの活性化
- ・世代間交流の推進
- ・健康づくり

目指す地域の将来像

- ・前橋市の中心また玄関口として、中心商店街をはじめとするまちの活性化を目指します。
- ・世代や新旧にとらわれない新たな交流の機会を充実し、見守りや支え合い活動へとつなげていきます。

文京地区

地区のすがた



文京地区では、地域づくり協議会および各組織が連携した様々な地域活動が活発に行われています。おやこ食育教室や男性料理教室、認知症予防クッキングの開催による食育の場や、しめ縄づくりや昔遊びを通じた世代間交流の場を提供しています。

地区内には学校や教育施設も充実しており、今後も地域の連携をより深めることで、様々な活動を展開していきたいと考えています。



文京地区社協主催
「生きがい塾」

様々な分野の講師を招き、楽しく学ぶ場となっています。



子育てサロン「ぼかぼか」はママたちの交流の場として大好評です！

地区の魅力

- ・様々なことを学べる「生きがい塾」を実施
- ・各種団体が協力し、多種多様な活動を実施
- ・子どもたちの集う場を提供
(子育てサロン、「少年の日」事業、天川小土曜ひろば)

地区の課題

- ・男性の社会参加が少ない
- ・地域の担い手や行事参加者の減少
- ・世代間交流の場の減少

取り組むこと

- ・住民が誰でも気軽に集まれる居場所づくり
- ・世代間交流の場の提供
- ・あいさつを中心とした顔見知りの関係づくりと見守り活動
- ・ご近所同士で支え合う“お互い様”の関係づくり

目指す地域の将来像

「向こう三軒両隣」をモットーに

住み慣れた地域で安心して暮らせるまちづくり

中川地区

地区のすがた



中川地区は様々な店舗や施設に恵まれている一方、高齢化率が非常に高い地域です。昔から地域活動が活発であり、現在も各自治会で多様な活動や催しに取り組んでいます。前橋生涯活躍のまち(CCRC)構想が進んでおり、さらなる地域活動の活性化が期待されています。



地区社協にて会議を開催、地域課題や課題解決の仕組みづくりについて研修を実施しています。



男性もサロンに参加しています

地区の魅力

- ・地域活動の課題を把握し、常に改善に取り組んでいる
- ・地区内の歴史をカルタや催し等で次世代に継承している
- ・バイパスや国道があり、中心街も近く交通の便が良い
- ・地区内に保健センターがあり、医療機関も多い
- ・区画整理が進み、CCRC構想が進む等将来的にも住み良くなる

地区の課題

- ・市内の中でも高齢化率が特に高い
- ・担い手の高齢化が進む一方で、若い世代を担い手に巻き込めていない
- ・若い世代が地域活動や行事に積極的に参加しようとせず、活動・行事への参加者の顔ぶれがいつも同じ

取り組むこと

- ・若い世代が積極的に参加したい・手伝いたいと思える地域活動や行事を企画(若者を巻き込む地域づくり)
- ・全世代における町ぐるみの交流を促進する

目指す地域の将来像

地域全体が“三世代家族”のような

年齢に関係なく、繋がり支え合える町に！

南部地区

地区のすがた



各町で実施するふれあいサロン。みんなで集まっておしゃべりなど交流の場に。



「春の祭典」では町対抗でゲームに臨みます。



南部地区社会福祉協議会では、平成18年に第1次地区福祉活動計画を策定し、第2次地区福祉活動計画を平成26年に策定し、「交流の促進」「見守りの推進」「担い手づくり」を活動の柱に、住民参加の福祉のまちづくりに取り組んできました。

地区の魅力

- ・福祉部会の設置による地区内団体間の協力体制
- ・地域福祉研修会の実施
- ・「ふれあいいきいきサロン」「ふれあい会食会」「見守り活動」を中心とした積極的な地域活動

地区の課題

- ・支え合い活動等の担い手の確保
- ・活動の継続性

取り組むこと

- ・福祉委員を募り、地域住民の「日常的な見守りと声掛け」を徹底する
- ・困りごとの早期発見と対応できる仕組みづくり

目指す地域の将来像

見守り活動をとおして「気づく」という意識を大切にし、お互い様の精神で「支え合う・助け合う」ことにつながり、その蓄積の延長が「暮らしづくり・まちづくり」に発展していくような地域を将来像として描いています。

上川淵地区

地区のすがた



上川淵では「交流」に力を入れています。ふれあい茶話会やサロンを通じて、地域の高齢者の交流や介護予防、健康や生活に役立つ情報提供を行ってきました。2018年6月より前橋赤十字病院が移転し、今後公共交通の整備が見込まれる一方、児童生徒の減少により小中学校の統廃合が予定されています。そのために、気軽に声を掛け合い、住民同士のつながりを深め、さりげなく見守り、支えあえる地域をめざします。



ふれあいの広場の福祉体験コーナーは、毎年多くの子どもたちが集まります。



毎月開催の子育てサロンは、季節のイベントもあり、多くの親子で盛り上がっています。

地区の魅力

- ・いちごやトマト、古代米など地域の特産物が多い
- ・朝倉や広瀬の古墳や太々神楽や獅子舞・神楽回しなど地域の歴史や伝統を大切にする
- ・赤十字病院や協立病院など医療機関が充実

地区の課題

- ・若者世代の減少と高齢化の加速
- ・地域の歴史や伝統の継承
- ・高齢者の外出問題

取り組むこと

- ・地域の歴史や文化を若い人に伝承
- ・地域支援者の掘り起こし
- ・見守り活動を通じた災害時の支えあい
- ・サロンやふれあい茶話会などの交流の場を増やす

目指す地域の将来像

- ・若い世代に地域の歴史や文化を伝承する地域
- ・世代間交流のできる地域
- ・気軽に声を掛け合い、見守り、支えあえる地域
- ・地域の企業と一緒に協力できるイベントの開催

下川淵地区

地区のすがた



下川淵地区はサロン活動や介護予防の活動が充実しています。子どもから高齢者まで多くの住民が地域活動に積極的に参加し、住民同士のつながりが強い地区です。今後は地域のつながりをさらに強め、健康を維持するとともに、子どもや高齢者をはじめ、支援を必要とする方をみんなで見守る地域づくりを推進していきます。



「下川淵カルタ」を通じて、下川淵地区の歴史や文化の伝承



文化祭では舞台発表、交流のつどい、作品展示、模擬店など各団体が日ごとの活動の成果を披露しています

地区の魅力

- ・住民の結束力が強い ・きめ細かい民生委員活動
- ・介護予防サポーターが市内で一番多い
- ・下川淵カルタを通じて子どものうちから地区の歴史を学ぶ

地区の課題

- ・生産人口の減少と高齢化の加速
- ・大型車両の交通量増加
- ・人や車の往来増加
- ・地区内の緊急避難所の設置
- ・浸水想定区域

取り組むこと

- ・日頃から顔が見える関係づくり
- ・地域防災力の向上
 - ①見守り活動を全町で実施
 - ②自主防災と支えあいの連携避難
 - ③全町で地図に要支援者を入力
 - ④若者も含めた防災、見守りの意識づくりの構築

目指す地域の将来像

～つながろう下川淵～

- ・人が集い交流するまち
- ・安心、安全なまち
- ・住みよい福祉のまち
- ・心豊かなまち
- ・歴史と文化を大切にするまち
- ・みんなで支えあうまち

芳賀地区

地区のすがた



芳賀地区では、福祉や文化活動を中心とした交流が盛んで、地区内の五代町出身、童謡「海」「チューリップ」を作曲した井上武士先生が有名で、大峯神社の太々神楽、八木節が伝統文化として継承されている。また、配食サービスや買い物支援の取り組みも、市内でも先進的に進み、ボランティアを中心とした支え合いの仕組みができています。今後もつながりを生かした助け合いの仕組みづくりを推進していきます。



ふれあいの広場では多くの中学生ボランティアが活躍



企業の協力で移動販売を実施

地区の魅力

- ・隣近所のつながりがある
- ・福祉、文化活動を中心とした交流が盛んである
- ・ボランティアを中心とした配食サービス、買い物支援が定着

地区の課題

- ・高齢化率が高い
- ・商業施設がない
- ・公共交通が不便
- ・子ども登下校時の見守り
- ・傾斜地
- ・空き家が増えている

取り組むこと

- ・見守り活動の推進
- ・健康づくりの推進
- ・全世代で支え合う仕組みづくり
- ・空き家の活用
- ・地域内の学校や施設との連携
- ・市と連携した生活交通の整備

目指す地域の将来像

全世代が住みよい芳賀地区を目指して

～つながりを生かした助け合いの仕組みづくり～

桂萱地区

地区のすがた



桂萱地区は福祉施設や教育機関が充実した土地柄を活かし、これらの機関と連携した取り組みが実施されています。サロンとの連携をはじめ、「のびゆくこどものつどい・ふれあいの広場」では、福祉施設の利用者によるライブ演奏や学生による大道芸などで盛り上がります。

今後も各機関との連携をより強化することで、地域の交流や繋がりを深めていきたいと考えています。



毎年実施している担い手研修ではグループごとに情報交換を行っています。



町ごとに実施しているふれあいきいきサロンやふれあい会食会は、皆様の交流の場となっています。

地区の魅力

- ・ほとんどの自治会にサロンがあり、毎年担い手研修を実施している
- ・世代間交流の場が盛んで、子育て世帯へのサポートが充実している
- ・自主学習グループ活動が活発である

地区の課題

- ・地域活動の担い手不足
- ・地域活動への新規参加者の不足
- ・ひとり暮らし高齢者世帯の増加

取り組むこと

- ・地域活動の担い手発掘と育成
- ・サロン、自主学習グループ、福祉施設等の連携強化による地域活動の拡大
- ・世代間交流活動の更なる充実と魅力ある事業の実施
- ・高齢者を対象とした災害時や日常の見守り活動の展開と困りごと相談体制の拡充

目指す地域の将来像

地域全体で「すみよい桂萱」づくりを目指す

東地区

地区のすがた



健康増進と地域交流の場



ふれあいの広場など、中学生も積極的に地域行事に参加しています。



東地区では、各町の活動状況と今後の地域づくりについて、町ごとにグループに分かれて、地域の課題や取り組みなどを共有しました。「誰もが住みよい地域を目指す」ために各自治会のいまある社会資源を確認し、活動状況を知ること自分たちの町には何が必要なのかを話し合いました。

地区の魅力

- ・群馬の2つの宝物「赤城山」と「利根川」が一緒に見られる利根西地域の魅力
- ・市内23地区の中で一番高齢化率が低く、若い世代の人口も増加

地区の課題

- ・災害時における避難方法(手段)の確保
- ・見守り活動への取り組み強化
- ・埋もれている支援ニーズの把握

取り組むこと

- ・町の公民館の活用方法として、居場所作り（サロンのようなもの）を町内活動を通じて推進していきたい
- ・人と人とのつながりを深めて、支え合い・助け合いを充実させていきたい

目指す地域の将来像

居心地よく、住みよい地域にしていくには、「人と人のつながり」が何より重要であり、それを東地区の良さとして将来につなげていきたい。

元総社地区

地区のすがた



気軽に楽しく過ごせる

みんなの居場所



町ごとに実施したアンケートの結果を基に意見交換

元総社地区では全町でサロンが立ち上がりました。住民同士の交流を深め、顔の見える関係から、少しずつ見守り活動へ広がっています。今後は「交流を通じた健康づくり活動」を地区として展開していきます。

地区の魅力

- ・ 総社神社など、豊かな歴史を物語る遺産
- ・ 染谷川、牛池川、利根川をはじめとした豊かな自然

地区の課題

- ・ 健康に不安を感じている住民が多い
- ・ 地区アンケート結果で挙げた地域課題の解決
サロン参加者の減少、地域住民のつながりの希薄化、
地域活動に参加しない人、担い手の減少、
買い物に行く場所が無い、地域資源の発掘と活用

取り組むこと

- ・ 支え合いに興味・関心がある住民の協力を仰ぎ、「交流を通じた健康づくり」を目指す。

目指す地域の将来像

- ・ 「地域で出来ること」を住民同士が助け合ったり応援し合いながら、地域全体で盛り上がっている。
- ・ ふれあいサロンを基盤として近所のつながりを深め、見守り活動を広げ、自然な支え合い活動を推進し、温かい地域性を大事にしていきたい。

総社地区

地区のすがた



地域に根付く文化や、住民同士の交流を大切にしています。



子どもから大人まで参加する三世代交流に取り組んでいます。



地域住民が「より身近な単位での居場所事業の必要性」を感じ、地域にある市民研修所を活用した居場所を立ち上げました。「お茶を飲みながら昔話をしたり、誰かの相談に乗ったりして、お互いに支え合う」そんな住民のつながりを深めるための居場所活動を地区内に広げていきます。

地区の魅力

- ・「秋元歴史まつり」をはじめとした歴史と文化を大切にし、文化財保護に取り組んでいる。
- ・地域住民の交流を大切にしている。

地区の課題

- ・地区内にスーパーマーケットが一軒も無い
- ・持続可能なマンパワーの不足
- ・JR群馬総社駅から上毛大橋間の交通事情
- ・個人病院の減少

取り組むこと

- ・地域住民主体の交流の居場所を多世代と連携しながら広げ、見守り活動にもつなげていく
- ・日頃からの交流によりつながりを深め、さらには支え合える関係をつくる

目指す地域の将来像

地域の交流や文化の伝承に力を入れ、
安全安心な住みよいまちづくりを目指していきたい。

南橘地区

地区のすがた



南橘地区では、町ごとに防犯パトロール隊が結成され、見守り活動を行っています。おそろいの黄色いジャンパーが目印です。パトロールしながら、ちょっと声かけ。ひとり暮らしの方も地域の方が見守ってくれているので安心です。

ほたる自生地がある町や商業施設が並ぶ町、14町の状況はそれぞれですが、活力ある地区です。また、ほとんどの町では午前中は自治会館が開かれており、町の身近な相談窓口となっています。



自然環境を活かした「橘山の整備活動」「赤城白川清掃活動」に小中学生のボランティアが参加。



サロンでのクリスマス会。自治会役員と民生委員でオカリナ演奏。楽しいひとときとなりました。

地区の魅力

- ・ふれあいサロン、見守り活動 が全町で定着
- ・防犯パトロールが毎日実施され、安心安全な地域
- ・小中学生が積極的にボランティアへ参加
- ・「のびゆくこどものつどい」「るばたの集い」による世代間交流

地区の課題

- ・サロン参加者の充実（新参加者への呼びかけ）
- ・交通弱者への対応
（マイタク利用の普及、地域交通システムの検討）
- ・大規模水害への対応

取り組むこと

- ・ふれあいサロンの開催
高齢者(町ごと)、子育て(地域)
- ・安全安心パトロールの充実
- ・災害時の支援体制づくり
- ・あいさつ、声かけの充実
- ・地域行事の充実

目指す地域の将来像

- ・支え合いの充実（「助けて」「手伝って」の言いやすい地域を目指して）
- ・自然環境を生かした活動の拡充
- ・思いやり、助け合いあふれる地域に
地域における支え合いや自主・自立性の強化を図り、誰もが安全に安心して暮らせる地域づくり

清里地区

地区のすがた



清里地区は農業が盛んな地域で、中でも枝豆と玉ねぎは地域の特産です。その特産を使った「きよさと焼」は地区の住民に親しまれ、地区の催しにも度々登場します。清里小学校の児童は、毎年地域の住民と一緒に「きよさと焼」づくりを体験。子どもたちにも受け継がれていく、住民みんなが大切にしている文化です。



毎年開催される個人宅でのオープンガーデン。色とりどりの花々が町を華やかに。



ウォーキングしながら地区内の史跡めぐり。子どもたちが披露する、伝統の野良犬獅子舞。清里は歴史ある町です。

地区の魅力

- ・農業が盛んである（枝豆・玉ねぎ）
- ・特産の枝豆を使ったきよさと焼
- ・花を通じた交流（オープンガーデンなど）
- ・地区内福祉施設との密接な連携
- ・コンパクトな地域ならではのつながり

地区の課題

- ・地域の集まりに参加する人の固定化
- ・活動に携わる人の固定化
- ・担い手の不足
- ・高齢者の交通手段

取り組むこと

テーマ

「健康寿命を延ばそう」

- ・行事を通じた健康づくり
- ・交流の場の充実
- ・サロン活動の活性化
- ・見守りのしくみづくり
- ・あいさつ、声かけの充実
- ・地域行事の継続と充実

目指す地域の将来像

- ・健康寿命の延伸・世代間交流の充実・助け合いのあるまち
- ・安心安全に暮らせるまち・住民主体のまちづくり

永明地区

地区のすがた



永明地区は商業施設が立ち並び、大きく都市化している町もあれば、地縁のつながりが深く、ご近所同士の見守りで「町内力」を高めている町もあります。サロンのお誘いにチラシを持って訪問。ちょっとしたきっかけが見守りにもつながります。



サロンは毎回にぎやかに開催されます。アコーディオンにあわせてみんなで合唱。



障害をお持ちの方を招待して毎年ふれあい交流会を実施。令和元年度は前橋国際大学の聖歌隊のみなさんが来てくれました。

地区の魅力

- ・旧来の地縁関係が深く残っている町や、スーパーや娯楽施設が並び、大きく都市化している町もある
- ・町の特徴はさまざま、それでもすべての町が協力し、地区の行事や活動を盛り上げている

地区の課題

- ・高齢者の交通手段
- ・担い手の確保
- ・町ごとに大きく異なる特色

取り組むこと

- ・サロンの全町設置
- ・世代間交流の充実
- ・ご近所同士の見守り
- ・各町の特徴を活かした、支え合いのしくみづくり

目指す地域の将来像

- ・交流の場を充実、ご近所同士でさりげない見守り
- ・各町の特徴を活かした支え合いのしくみができ、安心して暮らせる永明地区を目指す

城南地区

地区のすがた



城南地区では、地域づくり協議会の活動が活発です。安心安全部会では、近くに商店がない、遠くのスーパーまで買物に行けない買物弱者のために“フレッシュ号”の定期便を地区内10町で運行、その利用者は述べ3万人を越える見込みです。そこでは買物を楽しむばかりではなく、地域の人々の笑い声がこだまする交流の場となっています。



地域内の三世代交流事業。地域のおじいちゃんやおばあちゃんに教わって、子どもたちが「うどん作り」や「ミニ門松作り」に挑戦しました。



各町のサロン活動が活発です。「体操にゲーム脳トレ歌声とサロン続けて元気な城南」です。

地区の魅力

- ・大室古墳群や各町の伝統芸能が多い、歴史ある地域
- ・「地域づくり協議会」において、「三世代交流事業」「移動販売車運行」「地域公共交通対策」など様々な取り組みが活発に行われている
- ・城南ボランティア等、各福祉団体の活動が活発

地区の課題

- ・一人暮らし高齢者が増え、買物弱者・交通弱者に対する支援が必要
- ・地域住民の絆を深める「サロン活動」の充実と継続
- ・福祉部会委員、民生児童委員、ボランティア等の情報共有と連携の強化

取り組むこと

- ・自治会、地域づくり協議会、城南民児協、城南ボランティア、地区社協の連携強化（情報交換と人的交流）
- ・「ふれあい・いきいきサロン」を各町で立ち上げ、活動充実と担い手の研修に取り組む
- ・住民への地域福祉啓蒙活動の充実（「福祉のつどい」等のイベントの開催）
- ・「地域福祉コーディネーター」の人材養成と各町への配置

目指す地域の将来像

「笑って、歌って、深い絆の城南地区」

各町のサロン活動が活発に行われ、互助・共助・交助を推し進めるとともに、「地域福祉コーディネーター」の人材を養成し、きめ細かな見守り・助け合い・支え合いが行き届く地域を目指す。

大胡地区

地区のすがた



各町で福祉座談会を開催



ふれあい会食会の様子

大胡地区では、各町のふれあい福祉委員が「ふれあい・いきいきサロン」や「ピンシヤン元気体操」など地域の福祉活動について話し合いながら取り組んでいます。

また地区社協も、ふれあいの広場、ふれあい会食会、サロンリーダー研修会、障がい児者親子バス旅行、ふれあいのまちづくり研修会など幅広く活動しています。

地区の魅力

- ・自治会ごとにふれあい福祉委員会を設置し、様々な福祉活動に取り組んでいる
- ・大胡地区社会福祉協議会を中心に、幅広い福祉活動に取り組んでいる

地区の課題

- ・地区全体で核家族化、高齢化が進んでいる
- ・坂が多く、買い物や通院に不便な地域が多い

取り組むこと

- ・ふれあい福祉委員会を中心に地域のつながりを大切にする活動を推進する
- ・防災や防犯に備えるまちづくりを進めていく
- ・サロンを基盤とした見守り活動、支え合い活動を推進する

目指す地域の将来像

住民が互いに支え合い、誰もが安心して楽しく幸せに暮らせる活力ある地域を目指す

宮城地区

地区のすがた



生活支援体制整備事業の一環で、自治会公認のもと新たな交流の場を有志が立ち上げました。

“柏倉町お喋り隊「健康寿命を伸ばす会」”

町内に住む高齢者が気軽に集まり、お喋りや軽い運動をする交流の場。交流や運動を継続することで、健康寿命を伸ばすことを目的としています。いずれは、お喋りの中から困りごとを拾い上げ、支え合うような関係が生まれる場になれば…と考えています。



町内に住む高齢者が集まり、交流と体操で体力と健康の維持増進を図ります。



宮城地区社協が主催。宮城小4年生との交流会も開催しています。

地区の魅力

- ・地縁が太く、自治会活動のまとまりが強い
- ・農村地帯で元気なお年寄りが多く、野菜作りが盛んである

地区の課題

- ・人口が減少し、高齢者世帯や独居高齢者が増えている
- ・子どもの数が年々少なくなっている
- ・地形の高低差があり、高齢者は徒歩移動が困難

取り組むこと

- ・世代間交流等を充実させ、地域の繋がりを強化する
- ・高齢者の健康寿命を引き上げる
- ・地縁を生かし、地域でボランティアを育成する
- ・既存団体、地区代表者のOB等と協力し、要支援者を支える仕組みを作る

目指す地域の将来像

- ・地域住民が互いに支え合い、安心して暮らせる地域にします。
- ・さらには元気な高齢者と一緒に、支援を必要とする高齢者を支えられる地域にします。

粕川地区

地区のすがた



赤城山南面のほぼ中央、雄大な赤城山を背景に南北に長く広がり中央部を「粕川」が流れています。近年は北関東自動車道の開通により首都圏及び近県からのアクセスも充実し企業が進出、準農村地帯から都市近郊型農村へと移り変わってきている地区です。

地区の魅力

- ・ 近隣同士が助け合う意識が強い
- ・ 民生児童委員の要支援者に寄り添った活動
- ・ ボランティア会や介護予防サポーターの活動が活発

地区の課題

- ・ 災害への備えが十分でない
- ・ 地域内の要支援者の状況がよくわからない
- ・ 買い物するのが不便

取り組むこと

- ・ 日ごろから挨拶や声掛けをして、顔が見える関係づくり
- ・ 災害時に備え、支援や避難の方法の話し合い、避難ルートを確認をする
- ・ 助け合い活動を全地区で取り組む

目指す地域の将来像

みんなで力を合わせ、支え合えるまち

富士見地区

地区のすがた



富士見地区は、地域のつながりが深く、様々な団体・ボランティアが携わり、様々な活動を行っています。

“「交流・見守り・支え合い」活動 困ったときはお互いさま”

地域の皆さんと一緒に、4つの小学校区別に説明会を開いたり、アンケートに協力していただいたり、身近な地域でお互いに支えあえる体制づくりを進めています。

“給食サービスで届ける笑顔”



ボランティアさんが作ったお弁当を、ボランティアさんの手で、笑顔で一声かけながらお届けしています。

“「友愛訪問」でつながる心”



地域のボランティアさん手作りのプレゼントを、民生委員さんが年末の訪問時に配布しています。

地区の魅力

- ・自然が豊かである
- ・地域のつながりが強い
- ・各種地縁団体が、地域を良くしようと一生懸命に活動をしている

地区の課題

- ・核家族化、高齢化が進んでいる
- ・坂道が多く、車がないと移動が困難である
- ・自治会長等、1年交代の役員が多い

取り組むこと

- ・笑顔いっぱいの地域のつながりづくりで、地域を活性化
- ・地域の互助を高め、見守りや支えあい活動の充実
- ・高齢になってもいつまでも元気に、介護予防と健康づくり

目指す地域の将来像

- ・さらに地域のつながりを深め、見守り・支え合い体制の充実を目指す。
- ・介護予防活動による地域づくりや楽しみながら取り組む健康維持を進める。
- ・住民一人ひとりの支え合いにより、安心して暮らせるまちづくりを目指す。

第6章 評価・検証



1 後期計画の評価と検証

後期計画の評価・検証について、地域福祉を促進する施策の多くは数値目標がなじまないことから、推進指標や市民アンケートなどを活用した“定量的な評価”とともに、市民・地域における地域福祉推進に係る実例やヒアリングなどを踏まえた“定性的な評価”を交え、本市の目指す将来の姿（計画終了年の5年後の姿）に、どれだけ近づけているかという視点で、総合的・多角的な評価・検証を行います。

また、後期計画の評価・検証にあたり、外部の有識者などによる評価・検証を行うとともに、状況に応じて施策の検討や調整を行い、必要に応じて公表していきます。

2 推進指標

関連する各個別計画における進捗管理や評価を行っている項目（地域福祉の推進に資する要素を含むもの）のうち、後期計画で推進する施策に関連する事柄についてポイントを絞った数値等の項目を以下のとおり推進指標とします。

<推進指標>

No	基本目標－ 個別施策方針	項目名 (関連計画等)	現状又は 直近値
1	1-1	介護予防サポーター (老人福祉計画・第7期介護保険事業計画)	平成30年 1,240人
2	1-1	健康寿命の延伸 (前橋市健康増進計画)	平成28年 男性 72.14 女性 74.79
3	1-1	前橋市の自殺死亡率 (前橋市自殺対策推進計画)	平成28年 18.3% (人口10万対)
4	1-1	ふれあい・いきいきサロン数 (高齢者サロン・子育てサロン・障害者サロンの合計)	平成30年 301か所
5	1-2	自主防災組織の組織数 (前橋市地域防災計画)	平成30年 235自治会
6	1-2	見守り活動助成自治会数	令和元年 50自治会
7	1-2	安心カード配布枚数 (累計)	平成30年 63,572枚
8	1-3	認知症サポーター数 (老人福祉計画・第7期介護保険事業計画)	平成30年 22,186人
9	1-3	支え合い活動団体数 (買い物支援等)	平成30年 3団体
10	2-2	権利擁護の地域連携ネットワークにおける中核機関設置 (前橋市成年後見制度利用促進計画)	令和元年 未設置
11	2-3	社会を明るくする運動 “社明パレード”参加者数 (前橋市再犯防止推進計画)	令和元年 約1,200人
12	2-3	学習支援(M-change)参加生徒 高等学校等進学率	平成30年 100%

13	3-1	前橋市ファミリーサポートセンター “提供会員（両方会員含む）”数 (前橋市子ども・子育て支援事業計画)	平成30年 487人
14	3-1	①手話奉仕員養成講座受講数 ②点訳奉仕員養成講座受講者数 (前橋市第3次障害者福祉計画)	平成30年 ①137人 ②13人
15	3-1	食に関するボランティアの数 (第3次前橋市食育推進計画)	平成29年 5団体 1,735人
16	3-2	市民活動支援センターボランティア登録団体数	平成30年 353団体
17	3-2	公民館の自主学習グループ団体数	平成30年 811団体

資料編



1 設置要綱

1 前橋市地域福祉計画及び前橋市地域福祉活動計画策定委員会設置要綱

(設置)

第1条 社会福祉法（昭和26年法律第45号）第107条の規定に基づき、前橋市地域福祉計画及び前橋市地域福祉活動計画（以下これらを「計画」という。）を策定するに当たり広く市民等の意見を聴くため、前橋市地域福祉計画及び前橋市地域福祉活動計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 計画の策定や見直しに関し意見を述べること。
- (2) その他計画の策定や見直しに関し必要な事項に関し意見を述べること。

(組織)

第3条 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 市民活動団体の関係者
- (3) 公募による者
- (4) 福祉関係団体に属する者
- (5) 医療関係団体に属する者

2 委員会は、委員16人以内で構成する。

(任期)

第4条 委員の任期は、令和2年3月31日までとする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長1人を置き、委員の互選により定める。

- 2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長がこれを招集し、議長となる。

- 2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長がこれを決する。

(専門部会)

第7条 第2条に掲げる所掌事項の事前の調査及び検討を行うため、専門部会を置く

ことができる。

2 専門部会の運営については、別に定める。

(意見の聴取等)

第8条 議長は、会議の運営上必要があると認めるときは、委員以外の者に出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第9条 委員会の庶務は、福祉部社会福祉課において処理する。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成20年8月11日から施行する。

この要綱は、平成26年3月20日から施行する。

この要綱は、令和元年6月11日から施行する

2 前橋市地域福祉計画・前橋市地域福祉活動計画推進委員会設置要綱

(設置)

第1条 前橋市地域福祉計画及び前橋市地域福祉活動計画（以下これらを「計画」という。）の策定に当たり必要な事項について協議及び検討を行うため、前橋市地域福祉計画及び前橋市地域福祉活動計画に関する前橋市・前橋市社会福祉協議会合同検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項について協議及び検討を行う。

- (1) 計画の策定や見直しに関する事項
- (2) 第6条に規定する計画策定ワーキンググループにより整理された課題
- (3) その他計画の策定に関し必要と認める事項

(組織)

第3条 委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって組織し、それぞれ別表に掲げる者をもって充てる。

(委員長及び副委員長)

第4条 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。

2 議長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。

(ワーキング)

第6条 委員会の下に各部課担当者レベルにおける計画策定のための機関として、計画策定ワーキンググループ（以下「ワーキング」という。）を設置する。

2 ワーキングは、第2条に定める委員会の所掌事務について、調査、研究及び課題の整理をするほか、計画に関する施策の推進のために必要な事項の協議を行う。

3 ワーキングのグループメンバーは、委員会に属する関係所属長により推薦された職員をもって充てる。

4 ワーキングにはリーダー及びサブリーダーを置き、グループメンバーの互選により定める。

5 ワーキングの会議は、リーダーが招集し、その議長となる。

6 議長は、必要があると認めるときは、グループメンバー以外の職員に出席を求め、その説明若しくは意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

7 リーダーは、ワーキングで検討した結果を委員長に報告しなければならない。

(報告)

第7条 委員長は、委員会の協議及び検討の経過及び結果について、必要に応じ市長

に報告するものとする。

(庶務)

第8条 委員会及びワーキングの庶務は、福祉部社会福祉課において処理する。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会及びワーキングの運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成20年8月11日から施行する。

この要項は、平成26年7月31日から施行する。

この要項は、平成27年4月1日から施行する。

この要綱は、令和元年6月11日から施行する。

別表（第3条関係）

委員長	福祉部長
副委員長	社会福祉課長
委員	子育て支援課長
	子育て施設課長
	長寿包括ケア課長
	介護保険課長
	障害福祉課長
	指導監査課長
	前橋市社会福祉協議会事務局長
	前橋市社会福祉協議会総務課長
	前橋市社会福祉協議会地域福祉課長
	前橋市社会福祉協議会ボランティアセンター所長
	前橋市社会福祉協議会高齢福祉課長
前橋市社会福祉協議会障害福祉課長	

2 委員名簿

No.	氏名	所属団体	
1	岡 すみ子	前橋地区更生保護女性会 会長	
2	角張 桂子	群馬県老人福祉施設協議会中毛ブロック	
3	加藤 宏子	前橋保護区保護司会 会長	
4	閑野 強	群馬司法書士会	
5	櫻井 洋一	公募	
6	下田 政喜	前橋市民生委員・児童委員連絡協議会	
7	鈴木 利定	群馬医療福祉大学	委員長
8	太古前 千春	前橋市私立幼稚園・認定こども園PTA連合会	
9	塚田 昌志	前橋市社会福祉協議会会長	副委員長
10	富樫 和茂	公募	
11	長岡 俊充	前橋市肢体障害者福祉協会 会長	
12	蜂巢 孝雄	前橋市自治会連合会	
13	蜂須賀 好美	社会福祉法人前橋あそか会 たんぽぽ学園	
14	原澤 正光	前橋市手をつなぐ育成会 会長	
15	矢嶋 美恵子	群馬県看護協会	
16	柳澤 和良	群馬弁護士会	

※敬称略 名簿順位は五十音順

3 策定経過

	会議等	協議事項
令和元年 7月24日	第1回前橋市地域福祉計画・前橋市地域福祉活動計画推進委員会	(1)第2次前橋市地域福祉計画及び前橋市地域福祉活動計画の見直しについて (2)計画見直しスケジュールについて (3)第2次前橋市地域福祉計画及び前橋市地域福祉活動計画の取組状況について (4)地域福祉に関するアンケート調査実施について
令和元年 8月1日	第1回前橋市地域福祉計画及び前橋市地域福祉活動計画策定委員会	(1)第2次前橋市地域福祉計画及び前橋市地域福祉活動計画の見直しについて (2)計画見直しスケジュールについて (3)地域福祉に関するアンケート調査実施について
令和元年 8月下旬～ 10月上旬	アンケート調査の実施	(1)地域福祉に関する団体アンケート調査 (2)地域福祉に関する市民アンケート調査
令和元年 10月～11月	関係課ヒアリング	
令和元年 11月26日	第2回前橋市地域福祉計画・前橋市地域福祉活動計画推進委員会	(1)第2次前橋市地域福祉計画・前橋市地域福祉活動計画（後期計画）の中間案について (2)地域福祉に関するアンケート調査実施結果について
令和元年 12月	関係課ヒアリング	
令和元年 12月19日	第2回前橋市地域福祉計画及び前橋市地域福祉活動計画策定委員会	(1)今後のスケジュールについて (2)第2次前橋市地域福祉計画・前橋市地域福祉活動計画（後期計画）の中間案について (3)地域福祉に関するアンケート調査実施結果について
令和2年 1月21日	前橋市議会への報告（教育福祉常任委員会）	
令和2年 1月～2月	意見募集（パブリックコメント）実施	令和2年1月27日～2月14日
令和2年 3月中旬	第3回前橋市地域福祉計画・前橋市地域福祉活動計画推進委員会（書面開催）	(1)パブリックコメント（意見募集）の結果について (2)第2次前橋市地域福祉計画及び前橋市地域福祉活動計画（最終案）について
令和2年 3月下旬	第3回前橋市地域福祉計画及び前橋市地域福祉活動計画策定委員会（書面開催）	(1)パブリックコメント（意見募集）の結果について (2)第2次前橋市地域福祉計画及び前橋市地域福祉活動計画（最終案）について
令和2年 3月末	市長へ計画案を提出	

まえばし福祉のまちづくり計画

～「地域共生社会」の実現に向けて～

【第2次前橋市地域福祉計画・地域福祉活動計画】後期計画

(令和2年度(2020年度)～令和6年度(2024年度))

発行日 令和2年3月

前橋市 福祉部 社会福祉課

〒371-8601 群馬県前橋市大手町二丁目12番1号

TEL: 027-898-6142 (直通) FAX: 027-223-8325

メール: shakai_fukusi@city.maebashi.gunma.jp

発行者

社会福祉法人 前橋市社会福祉協議会

〒371-0017 群馬県前橋市日吉町二丁目17番10号

前橋市総合福祉会館 3階

TEL: 027-237-1112 (代表) FAX: 027-219-0337

メール: info@mae-shakyo.or.jp
